

令和 7 年 第 2 回

芦北町議会 3 月定例会会議録

開会 令和 7 年 3 月 3 日

閉会 令和 7 年 3 月 1 4 日



熊 本 県 芦 北 町 議 会

令和7年第2回芦北町議会定例会会期日程

月 日	曜日	日 程
3月3日	月	本会議（開 会） 諸報告 議長諸般の報告 行政報告 令和7年度施政方針と予算大綱説明 議案審議 議案の委員会付託
4日	火	委員会審査 総 務 厚 生 （総務課、住民生活課、税務課、会計室、議会事務局） 建設経済文教 （現地調査、建設課、農林水産課、商工観光課）
5日	水	委員会審査 総 務 厚 生 （福祉課、健康増進課、企画財政課） 建設経済文教 （教育課、スポーツ・文化振興課、上下水道課）
6日	木	委員会審査 （予 備 日）
7日	金	休 会（議事整理）
8日	土	休 日
9日	日	休 日
10日	月	休 会（議事整理）
11日	火	休 会（議事整理）
12日	水	休 会（議事整理）
13日	木	本会議 一般質問
14日	金	本会議（最終日） 議案審議（委員長報告） 議員派遣の件 閉会中の継続調査の申出 （閉 会）

目 次

		頁
	第1号（3月3日）	
1	議事日程	7
2	出席議員氏名	8
3	欠席議員氏名	8
4	説明のため出席した者の職氏名	8
5	事務局職員出席者	9
6	開会 開議	12
第1	会議録署名議員の指名	12
第2	会期の決定について	12
第3	諸報告	12
	議長諸般の報告	12
	行政報告	12
第4	議案第2号 令和6年度芦北町一般会計補正予算（第7号）	12
第5	議案第3号 令和6年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算 （第3号）	15
第6	令和7年度施設方針と予算大綱説明 （一括議題＝日程第7から日程第16まで）	16
第7	議案第4号 令和7年度芦北町一般会計予算	22
第8	議案第5号 令和7年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算	22
第9	議案第6号 令和7年度芦北町介護保険事業特別会計予算	22
第10	認定第7号 令和7年度芦北町有温泉事業特別会計予算	22
第11	議案第8号 令和7年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算	22
第12	議案第9号 令和7年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算	22
第13	議案第10号 令和7年度芦北町水道事業会計予算	22
第14	議案第11号 令和7年度芦北町下水道事業会計予算	22
第15	議案第12号 芦北町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について	22
第16	議案第13号 芦北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の制定について	22
第17	議案第14号 組織再編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につ いて	23
第18	議案第15号 芦北町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正 する条例の制定について	24

第19	議案第16号	芦北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び芦北町 職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	- - - - - 25
第20	議案第17号	芦北町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例 の制定について	- - - - - 26
第21	議案第18号	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利 便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るた めのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の 施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	- - 26
第22	議案第19号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例 の整理に関する条例の制定について	- - - - - 27
第23	議案第20号	芦北町芦北海浜総合公園条例の一部を改正する条例の制 定について	- - - - - 28
第24	議案第21号	芦北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の 制定について	- - - - - 29
第25	議案第22号	芦北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例の制定について	- - - - - 30
第26	議案第23号	芦北町総合計画策定条例の一部を改正する条例の制定に ついて	- - - - - 30
第27	議案第24号	芦北町総合計画（第三次）を定めることについて	- - - - - 31
第28	議案第25号	町道の路線認定及び廃止について	- - - - - 32
第29	議案第26号	財産の取得について	- - - - - 33
7	散 会		- - - - - 34

第2号（3月13日）	頁
1 議事日程	- - - - - 37
2 出席議員氏名	- - - - - 37
3 欠席議員氏名	- - - - - 37
4 説明のため出席した者の職氏名	- - - - - 37
5 事務局職員出席者	- - - - - 37
6 開会 開議	- - - - - 40
第1 一般質問	- - - - - 40
（1）2番 楠原清照君	- - - - - 40

(2) 1 番 百田翔吾君	- - - - -	54
7 散 会	- - - - -	59

第3号（3月14日） 頁

1 議事日程	- - - - -	63
2 出席議員氏名	- - - - -	63
3 欠席議員氏名	- - - - -	64
4 説明のため出席した者の職氏名	- - - - -	64
5 事務局職員出席者	- - - - -	64
6 開会 開議	- - - - -	66

（一括議題＝日程第1から日程第10まで）

第1 議案第4号 令和7年度芦北町一般会計予算	- - - - -	66
第2 議案第5号 令和7年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算	- - - - -	66
第3 議案第6号 令和7年度芦北町介護保険事業特別会計予算	- - - - -	66
第4 認定第7号 令和7年度芦北町有温泉事業特別会計予算	- - - - -	66
第5 議案第8号 令和7年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算	- - - - -	66
第6 議案第9号 令和7年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算	- - - - -	66
第7 議案第10号 令和7年度芦北町水道事業会計予算	- - - - -	66
第8 議案第11号 令和7年度芦北町下水道事業会計予算	- - - - -	66
第9 議案第12号 芦北町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について	- - - - -	66
第10 議案第13号 芦北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の制定について	- - - - -	66
第11 議員派遣の件	- - - - -	77

（一括議題＝日程第12から日程第15まで）

第12 総務厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出	- - - - -	77
第13 建設経済文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出	- - - - -	77
第14 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出	- - - - -	77
第15 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出	- - - - -	77
7 閉 会	- - - - -	78

芦北町議会定例会会議録

令和7年3月3日（月）

令和7年度第2回芦北町議会定例会議事日程（第1号）

令和7年3月3日
午前10時 開会
於 議 場

1 議事日程

開会宣告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定について

第3 諸報告

議長諸般の報告

行政報告

第4 議案第2号 令和6年度芦北町一般会計補正予算（第7号）

第5 議案第3号 令和6年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

第6 令和7年度施政方針と予算大綱説明

（一括議題＝日程第7から日程第16まで）

第7 議案第4号 令和7年度芦北町一般会計予算

第8 議案第5号 令和7年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算

第9 議案第6号 令和7年度芦北町介護保険事業特別会計予算

第10 議案第7号 令和7年度芦北町有温泉事業特別会計予算

第11 議案第8号 令和7年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算

第12 議案第9号 令和7年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算

第13 議案第10号 令和7年度芦北町水道事業会計予算

第14 議案第11号 令和7年度芦北町下水道事業会計予算

第15 議案第12号 芦北町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について

第16 議案第13号 芦北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の制定について

第17 議案第14号 組織再編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

第18 議案第15号 芦北町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
の制定について

第19 議案第16号 芦北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び芦北町職員の育
児休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第20 議案第17号 芦北町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定に
ついて

第21 議案第18号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向
上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会

		形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
第22	議案第19号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
第23	議案第20号	芦北町芦北海浜総合公園条例の一部を改正する条例の制定について
第24	議案第21号	芦北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
第25	議案第22号	芦北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
第26	議案第23号	芦北町総合計画策定条例の一部を改正する条例の制定について
第27	議案第24号	芦北町総合計画（第三次）を定めることについて
第28	議案第25号	町道の路線認定及び廃止について
第29	議案第26号	財産の取得について
	(散 会)	

2 出席議員（13人）

1 番 百 田 翔 吾 君	2 番 楠 原 清 照 君
3 番 長 口 隆 君	4 番 林 田 燿 宏 君
5 番 坂 本 登 君	6 番 寺 本 順 一 君
7 番 白 坂 康 浩 君	8 番 草 野 安 道 君
9 番 宮 尾 秀 行 君	10 番 川 尻 成 美 君
11 番 寺 本 修 一 君	13 番 元 山 秀 志 君
14 番 宮 内 道 則 君	

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職氏名（16人）

町 長 竹 崎 一 成 君	副 町 長 藤 崎 正 司 君
教 育 長 岩 田 繁 義 君	総 務 課 長 松 本 俊 造 君
企画財政課長 白 坂 達 也 君	税 務 課 長 佐 竹 貴 幸 君
住民生活課長 田 中 公 広 君	福 祉 課 長 池 田 康 浩 君
健康増進課長 田 代 忍 君	農林水産課長 梶 浩 之 君
商工観光課長 釜 辰 信 君	建 設 課 長 鎌 倉 博 之 君
上下水道課長 平 田 秀 臣 君	教 育 課 長 宮 島 昭 典 君
スポーツ・文化振興課長 岡 田 謙 治 君	会計管理者兼会計室長 溝 俣 圭 一 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 窪田和彦君 次長（主幹） 鎌田富士夫君

議長諸般の報告

- 1 例月現金出納検査結果報告書（別紙のとおり）
- 2 水俣芦北広域行政事務組合議会定例会
期 日 令和6年12月18日（水）
場 所 水俣芦北広域行政事務組合
内 容 令和5年度水俣芦北広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 3 第2回熊本県町村議会議長会議員研修会（オンライン）
期 日 令和7年1月23日（木）
場 所 芦北町役場 議員控室
演 題 「日本農業の課題」
講 師 東京大学特任教授 鈴木 宣弘 氏
- 4 熊本県町村議会議長会第5回理事会（オンライン）
期 日 令和7年1月31日（金）
場 所 芦北町役場 議員控室
内 容 熊本県町村議会議長会第75回定期総会の運営について 外
- 5 熊本県市町村総合事務組合議会定例会
期 日 令和7年2月17日（月）
場 所 熊本県市町村自治会館
内 容 令和7年度熊本県市町村総合事務組合一般会計予算について 外
- 6 熊本県町村議会議長会第75回定期総会
期 日 令和7年2月21日（金）
場 所 ホテル熊本テルサ
内 容 令和7年度事業計画及び歳入歳出予算について 外

令和7年3月3日

芦北町議会議長 宮 内 道 則

芦北町議会議長 宮 内 道 則 様

芦北町監査委員 井 川 良 一

芦北町監査委員 長 口 隆

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 1 項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第 3 項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

1 検査の対象

会計管理者の権限に属する現金（歳計現金、一時借入金及び基金並びに歳入歳出外現金）の出納及び保管

2 検査現在期日

令和 7 年 1 月 3 1 日

3 検査実施日

令和 7 年 2 月 1 2 日

4 検査の結果及び意見

検査現在期日における歳計現金及び基金並びに歳入歳出外現金（一時借入金なし）の保管状況は、預金通帳、保管現金及び現金保管状況一覧表と照合した結果すべて符合し相違ないこと及び適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納にかかる証拠書類及び関係帳表と照合、検査の結果、計数に誤りはなく何ら不正非違の点も見受けられず、すべて適正に処理されていることを認めた。

なお、参考まで検査現在期日における現金の現在高は、次のとおりである。

一般会計・特別会計	歳 計 現 金	1, 089, 202, 805 円
	一 時 借 入 金	0 円
	基 金 に 関 す る 現 金	5, 718, 419, 523 円
	歳 入 歳 出 外 現 金	61, 597, 075 円
	計	6, 869, 219, 403 円
水 道 事 業 会 計		388, 735, 628 円
下 水 道 事 業 会 計		20, 778, 583 円

開会 午前10時00分

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

○議長（宮内道則君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和7年第2回芦北町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

お手元に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮内道則君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番 林田君及び5番 坂本君の2人を指名します。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第2 会期の決定について

○議長（宮内道則君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会からの答申に基づき、本日から3月14日までの12日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から3月14日までの12日間に決定しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第3 諸報告

○議長（宮内道則君） 日程第3「諸報告」を行います。

まず、閉会中の議員辞職許可について、報告します。

去る2月28日に、12番 岡部君から、一身上の都合により議員を辞職したい旨の願が提出されましたので、地方自治法第126条の規定によりまして、同日付でこれを許可しております。よって、会議規則第97条の規定により、ここに報告するものです。

岡部君におかれましては、昭和46年から53年間余り町議会議員をお勤めいただきました。令和3年度には、全国町村議会議長会から、当時全国で29人目、女性では初めてとなる「名誉町村議会議員」議員歴50年以上の表彰を受けておられます。

長きにわたる議員活動により、町政と議会活動の発展に多大なるご尽力をいただきましたことに対し、改めまして、心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

次に、例月現金出納検査結果、議長諸般の報告及び町長の行政報告の内容は、お手元に配付のとおりです。以上で諸報告を終わります。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第4 議案第2号 令和6年度芦北町一般会計補正予算（第7号）

○議長（宮内道則君） 日程第４、議案第２号「令和６年度芦北町一般会計補正予算（第７号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） 議案第２号、令和６年度芦北町一般会計補正予算（第７号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ２億５，０５６万５，０００円を追加し、総額を１３６億７，１８７万１，０００円とするものでございます。また、第２条で繰越明許費、第３条で地方債の補正を計上しています。

歳出からご説明申し上げます。予算書は１０ページをお願いいたします。

款２総務費です。財産管理費の２億５，０００万円は、後年度の災害復旧事業債償還のために積み立てる減債基金積立金です。

企画費の１１５万４，０００円は、地域おこし協力隊等の移住希望者の住まい確保のための住宅設備改修工事費４９万５，０００円及び管理備品購入費６５万９，０００円です。

電子計算費の４，０９１万４，０００円の減額は、地方公共団体情報システム標準化対応が延期されることに伴うものです。

款３民生費です。高齢者福祉費の２６万４，０００円は、介護保険事業特別会計への繰出金です。

豪雨災害対策費の１８２万７，０００円は、令和２年７月豪雨災害に係る令和５年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金に係る精算償還金です。

児童福祉総務費の２１２万８，０００円は、光熱費高騰の影響を受けている保育所等への物価高騰対策支援金です。

児童措置費の１，４００万円は、保育給付費の基本単価が令和６年４月に遡って増額改定されたことに伴う子どものための教育・保育給付費です。

豪雨災害救助費の４１万４，０００円は、令和２年７月豪雨災害に係る令和５年度災害救助費負担金に係る精算償還金です。

予算書は１１ページになります。

款５農林水産業費です。中山間地域総合整備事業費の６６万４，０００円は、県の追加工事により補助事業の対象となる工事を実施することとなったことによる補正です。

地域資源活用総合交流促進施設管理費の９５０万９，０００円は、国の補正予算に伴い、前倒して国庫補助金が予算されたことにより予算化する、交流センター照明のＬＥＤ化改修工事費等です。

款６商工費です。御立岬公園費の３４７万円は、御立岬温泉センターサウナ室の修繕料です。

款７土木費です。砂防費の３００万円及び海岸保全費の１７０万円は、県追加工事に伴う負担金の増額です。

港湾管理費の４万９,０００円は、県が実施する港湾整備の事業費増加に伴う補正です。

款９教育費です。コミュニティセンター費の２２万６,０００円は、電気料急騰に伴うものです。

予算書は１２ページをお願いいたします。

体育施設費の１,１０９万２,０００円及び温泉プール運営費の４０７万円は、国の補正予算に伴い、前倒しで国庫補助金が予算されたことにより予算化する、海浦体育館、計石体育館及び温泉プール照明のＬＥＤ化改修工事費等です。

款１１公債費です。元金の８４万３,０００円及び利子の１,２９３万１,０００円の減額は、利率確定等に伴うものです。

次に、歳入についてご説明申し上げます。予算書は８ページをお願いいたします。

款１０地方交付税です。地方交付税の２億３,６５０万５,０００円は、特別交付税の歳入見込によるものです。

款１２分担金及び負担金です。土木費分担金の１５万円は、急傾斜地崩壊対策事業に係る受益者分担金です。

款１４国庫支出金です。民生費国庫負担金の１,７６１万８,０００円は、保育給付費の基本単価が増額改定されたことに伴う子どものための教育・保育給付費負担金です。

総務費国庫補助金の８１万２,０００円は、保育所等の物価高騰対策支援金に充当する補助金です。

民生費国庫補助金の１３万２,０００円は、介護保険システム改修に係る繰出金に対する補助金です。

款１５県支出金です。民生費県負担金の１９５万３,０００円は、保育給付費の基本単価が増額改定されたことに伴う子どものための教育・保育給付費負担金です。

民生費県補助金の１０６万４,０００円は、保育所等の物価高騰対策支援金に充当する補助金です。

農林水産業費県補助金の３３万２,０００円は、県の追加工事に係るものです。

教育費県補助金の２,０７６万２,０００円は、交流センター、計石体育館、海浦体育館、温泉プール照明のＬＥＤ化に充当する補助金です。

予算書は９ページになります。

款２０諸収入です。雑入の３,３２６万３,０００円の減額は、地方公共団体情報システム標準化対応が延期されることに伴うものです。

款２１町債です。土木債の１７０万円は、県の追加工事に係るものです。

教育債の２８０万円は、体育施設のＬＥＤ化に係るものです。

予算書は４ページをお願いいたします。

第２表繰越明許費補正についてご説明申し上げます。款２総務費のふれあいツクールバス購入事業から、款１０災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業までの１３事業、合計８億４,

643万円は、年度内完了が困難であるため翌年度に繰り越すものです。

予算書は5ページをお願いいたします。

第3表地方債補正についてご説明申し上げます。港湾整備事業を170万円増額し1,720万円に、体育施設整備事業を280万円増額し950万円に変更するものです。利率や償還方法等は表に記載のとおりです。

なお、13ページに地方債の現在高の見込額に関する調書を添付しております。以上で説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。楠原君。

○2番（楠原清照君） 質問いたします。8ページの歳入ですけれども、地方交付税の補正額2億3,650万5,000円、特別交付税ということでございましたが、少し中身を教えてください。

○議長（宮内道則君） 白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） お答えいたします。

特別交付税のですね、中身がどういう金額かというのはわかりませんが、その金額が歳入として入ってくる見込であるということから、今回歳入として計上しているものでございます。

○議長（宮内道則君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可決しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第5 議案第3号 令和6年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（宮内道則君） 日程第5、議案第3号「令和6年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） 議案第3号、令和6年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ８５万９,０００円を追加し、総額を２５億５,２１０万１,０００円とするものでございます。

補正の内容につきまして、予算書をもとに歳出からご説明いたします。予算書は７ページになります。

款１総務費です。一般管理費の２６万４,０００円は、介護保険料などの所得基準額が改正されるに伴うシステム改修委託料でございます。

款２保険給付費です。高額医療合算介護サービス費の５９万５,０００円は、実績見込の増加に伴います補正でございます。

次に、歳入につきましては６ページになります。

款７繰入金です。その他一般会計繰入金の２６万４,０００円は、一般会計で受け入れます国庫補助金を繰り入れるものでございます。

款８繰越金です。前年度繰越金５９万５,０００円を補正財源とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第３号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第３号は原案のとおり可決しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第６ 令和７年度施政方針と予算大綱説明

○議長（宮内道則君） 日程第６「令和７年度施政方針と予算大綱説明」を求めます。

竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

施政方針を申し述べる前に、私からも、この度辞職されました岡部議員さんに心から感謝を申し上げたいと思います。

岡部議員さんは、私に１期先輩の議員さんでございました。昭和４６年に初当選されましたが、私はその４年後、昭和５０年に議席を得たわけでありまして、当時は女性議員としては、全国的にも大変稀有な存在でございました。以来、一貫して福祉、福利の向上のため

にご尽力されてまいりました。もう、皆さん方ご承知のとおりでございます。ともに地方自治の発展、住民福祉向上のために汗を流した仲間として、今回のご辞職は、大変惜しみて余りあるものがございますが、皆さんとともにこれまでのご功績を称え、そしてまた、野に在られてのちも、ますますご健康にてご精進なさいますことを期待を申し上げる次第でございます。岡部議員さん、本当にご苦勞様でございました。

本日、令和7年第2回芦北町議会定例会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

令和7年度施政方針と予算大綱について、ご説明申し上げます。

本年1月1日に合併20周年を迎え、「すべては、次代を担うこどもたちのために」を基本理念に、今後8年間のまちづくりの指針となる「第三次芦北町総合計画」を策定いたしました。個性の輝くまちづくりを推進するための施策展開を図っていく初年度となります。

未曾有の災害から4年8か月が過ぎ、復旧・復興を第一に取り組んできた結果、被災者の生活再建や、道路・河川等の災害復旧も進み、発災前と変わらない生活に戻りつつあると実感しています。

今後も、国の動向を注視し、町民生活に資する必要な対策については、躊躇なく実施してまいります。

それでは、予算編成、規模について申し上げます。

令和7年度の一般会計予算総額は、123億円となり、昨年と比較すると2億3,000万円の減となりました。

歳出につきましては、普通建設事業費に12億8,525万7,000円、災害復旧費に3億963万4,000円、扶助費に18億8,224万2,000円、公債費には12億4,471万4,000円を計上しております。

歳入につきましては、自主財源となる町税は、令和6年度に実施された個人住民税の定額減税による影響や固定資産税の償却資産の増加などにより、前年度比1億1,340万円増となる21億775万円を計上しました。

国県支出金に21億1,627万6,000円、地方交付税には36億7,000万円を計上しております。

以下、主な施策について、復旧・復興の内容も踏まえ説明いたします。

第1は、「魅力あるしごとを創出する産業分野」についてであります。

農業用施設の復旧につきましては、令和6年度までに完了し、農地の復旧につきましては、関連する河川災害等の進捗状況を確認しながら復旧完了に向けて取り組んでまいります。また、広域的に被害を受けた吉尾地区等の基盤整備については、工事着手に向け進捗を図ってまいります。

農業振興につきましては、耕作支援を引き続き実施し、人材の確保と育成に努めてまいります。果樹振興については、園内道整備や優良品種の苗木導入などに対する支援を継続する

とともに、優良園地の確保やハウス新設・機械導入による省力化・生産物の高品質化を図ってまいります。また、オリーブの実証栽培や加工・販売等を含めた6次産業化を進めてまいります。

林業振興につきましては、間伐や搬出作業の支援に加え、皆伐後の植栽や防護柵設置への支援を継続するとともに、自伐型林業研修を実施し、担い手確保と育成に努め、持続可能な森林整備を推進してまいります。

有害鳥獣対策につきましては、有害鳥獣被害防止対策協議会と連携し、被害防除、捕獲、環境整備を中心とした総合的な対策を推進してまいります。

漁業振興につきましては、ヒラメやクマエビなどの稚魚放流事業による漁獲量の増加を図るとともに、クマモトオイスターや芦北産マガキの養殖支援、アサリ貝の被覆網による資源保護への支援など、育てる漁業を推進してまいります。また、藻場の再生を支援し、海底耕うんを継続することで漁場の環境改善・保全を進めてまいります。

商工業振興につきましては、商工会が主体となって開催する合併20周年記念イベントなどの賑わい創出支援や、引き続きプレミアム付商品券の発行補助金の措置を行い、商工業の育成・強化と地域経済の活性化を促進してまいります。

企業誘致につきましては、サテライトオフィス等を活用し、転職なき移住や二地域居住などの関係人口の増加を図り、多種多様な企業の進出を促進してまいります。また、進出企業が出展するIT未来フェスやビジネスコンテストを実施し、IT人材育成やリスクリングを進めるとともに、雇用機会を増やし進出企業への雇用促進を図ってまいります。

観光振興につきましては、町の観光PR等に引き続き取り組むとともに、近年増加する外国人観光客の受入体制を強化し、新たな芦北町の魅力発見・魅力向上に取り組んでまいります。また、御立岬温泉塩をはじめとして、地域資源を生かした町外での芦北フェア開催等とおして、町内食材のPRと販路拡大を図ってまいります。

観光イベントにつきましては、合併20周年記念イベントとして引き続き開催し、交流人口の増加を図ってまいります。

観光施設につきましては、御立岬公園マリンハウス等の計画的な補修や御立岬温泉センターの設備改修を行うとともに、芦北海浜総合公園の施設長寿命化計画の見直しを行うなど適正な管理運営に努め、観光施設の魅力や利用環境の向上に努めてまいります。

第2に、「暮らしの安全を守るインフラ分野」についてであります。

消防・防災対策につきましては、逃げ遅れゼロを目指す取組として、引き続き総合防災力強化支援事業補助金や防災士育成事業補助金を措置し、地域防災力の向上を図ってまいります。

また、総合防災マップをリニューアルし、最新のハザード情報の周知を図るとともに、情報伝達手段の機能強化のため、防災行政無線の更新や防災拠点センター整備の実施計画を行い、防災体制の強化を図ってまいります。

交通基盤の整備につきましては、被災した道路・河川の復旧も完了が間近となりましたので、今後は、町道の計画的な舗装、維持修繕、改良等を行い安全確保を努めるとともに、八代及び水俣・芦北地域サイクルツーリズムの推進に伴う自転車走行空間整備事業として、指定されたルートの安全な走行環境の整備を図ってまいります。また、災害復旧工事等で発生する土砂は、残土処理場で引き続き受入を行い、工事の円滑な推進に努めるとともに、適正な管理を行い土地の有効活用に向けて取り組んでまいります。

橋りょうにつきましては、長寿命化修繕計画に基づき老朽化対策を進めてまいります。

自然災害対策につきましては、平生地区に新たな排水施設を整備するとともに、各排水機場の定期的な保守点検、計画的な補修を実施し、より一層安全で安心な生活環境の整備に取り組んでまいります。

県営事業につきましては、急傾斜対策、改良工事等に係る負担金を措置するとともに、芦北坂本線等の未改良区間については、早期実施を要望してまいります。

地域公共交通につきましては、鉄道事業者やバス事業者による地域間交通の路線維持と、町民に親しまれる持続可能な地域内交通の充実を目指してまいります。

町営住宅につきましては、安全で快適な居住環境の維持のため計画的な補修・更新等を実施するとともに、佐敷駅前団地においては、エレベーターの設置に向けた基本設計を実施してまいります。

水供給対策につきましては、水道区域外の地域に対して、安全・安心な生活用水が確保できるよう支援してまいります。また、生活雑排水による水質汚濁防止対策につきましては、引き続き合併処理浄化槽設置に対する支援を行ってまいります。

環境対策につきましては、家庭ごみの排出抑制や再利用・再資源化を推進し、ごみの減量化等環境負荷の低減に努めてまいります。

水俣病関連につきましては、各種相談に対応するため相談窓口を継続して設置するとともに、情報発信支援事業、もやい直し事業、地域再生事業等引き続き水俣病発生地域の活性化に取り組んでまいります。

第3に、「健康増進と福祉の充実を図る健康・福祉分野」についてであります。

健康づくりにつきましては、第4期健康づくり推進計画に基づき、「生涯現役・健康寿命の延伸」に向け、ライフステージに合わせた取組を引き続き推進してまいります。また、健診については、ワンコイン健診を実施し、生活習慣病やがんの早期発見、早期治療に繋げるとともに、新型コロナウイルスやインフルエンザの定期接種等を行い、感染症の予防に努めてまいります。

母子保健につきましては、妊産婦が安心してこどもを産み育てる環境の充実を図ってまいります。

児童福祉につきましては、子育て世帯の多様化するニーズを把握し、保育サービスの向上や、子ども医療費助成及び保育料、副食費の無償化による子育てに伴う経済的負担軽減に引

き続き取り組むとともに、こどもと子育てを行う保護者にとって安全・安心な保育環境の確保に努めてまいります。

高齢者福祉につきましては、住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるよう支援してまいります。また、災害時における避難行動要支援者の支援及びひとり暮らしの高齢者等に緊急通報装置の貸与を行い、緊急時の迅速な対応に努めてまいります。

障がい者福祉につきましては、障がいのある方の心身の状況やニーズに配慮した福祉サービスの提供に努めるとともに、各種事業を通じ、障がいに対する理解の促進、社会参加への機運醸成を図ってまいります。

社会福祉につきましては、社会福祉協議会や民生委員児童委員と連携して、地域の見守りを継続し、高齢者等の孤立防止や健康状態の把握に努め、地域共生社会の実現に向けた取組を推進してまいります。

第4に、「誰もが学べる環境を充実する教育・生涯学習分野」についてであります。

学校教育につきましては、ＩＣＴ機器等の利用による授業改善や、基礎・基本の習得による学力の向上を図るとともに、不登校対策や特別支援教育の充実を図り、誰一人取り残さない学びの保障に努めてまいります。また、家庭や地域の教育力の向上を図るため、学校運営協議会を中心に地域ぐるみでの教育を進めてまいります。

学習環境につきましては、学校施設の適切な維持管理を計画的に行い、整備・充実を図ってまいります。

学校給食につきましては、施設の適正な維持管理、衛生的な給食センターの運営を行い、安全・安心な給食を提供するとともに、学校給食費完全無償化を引き続き実施し、子育てしやすい教育環境を整えてまいります。

生涯学習の推進につきましては、学校と地域の連携強化を図り、学校・家庭・地域が一体となってこどもを育てる体制を充実させてまいります。

総合コミュニティセンターにつきましては、世代間、地域間の交流と学びの場として、あらゆる世代が楽しく集える環境づくりを目指し、図書館や子どもの広場、町民講座及び生き生き大学の開催など、施設全体の魅力向上と、安全・安心で快適な利用環境の提供に努めてまいります。

スポーツ振興につきましては、社会体育クラブや総合型地域スポーツクラブ等の支援を行うとともに、引き続き全国大会等の出場者を支援し、競技力の向上と生涯スポーツの振興を図ってまいります。

体育施設につきましては、安全で安心して利用できるよう引き続き適正な維持管理に努めるとともに、引き続き体育施設のＬＥＤ化に取り組んでまいります。

文化振興につきましては、演能会や文化祭などの開催により文化・芸術に触れる機会を提供し、文化意識の高揚を図るとともに、全国大会等の出場者を支援し、文化活動の振興や町内文化財の保存継承に取り組んでまいります。また、佐敷東の城跡の発掘調査をはじめとす

る本格的な調査に取り組んでまいります。

星野富弘美術館につきましては、引き続き展覧会や公募展をはじめ出前講座等を開催するとともに、姉妹館である群馬県の富弘美術館と連携を図りながら情報発信に努め、詩画を通じた心の教育を推進してまいります。

第5に、「参画協働のまちづくりを推進する分野」についてであります。

町の情報発信につきましては、広報あしきた、まちだより、ホームページ、SNSを活用した情報提供に努めてまいります。

まちづくり支援事業については、今後も地域の自主的な活動を支援してまいります。

芦北高校総合支援事業につきましては、芦北高校と連携を図りながら引き続き全国から入学者募集を行うとともに、さらなる魅力向上に資する取組を進めてまいります。

地域おこし協力隊につきましては、現在の隊員に加え新たに8名の隊員を募集し、16名の隊員による様々な地域協力活動に取り組み、地域の活性化を図るとともに、任期終了後の町への定住に向け、支援を行ってまいります。

移住定住の推進につきましては、移住体験住宅の利用促進や移住定住特設サイト及びSNSでの情報発信の強化に努めてまいります。また、移住希望者向けの住宅の確保や仕事紹介など、関係課で連携し、支援してまいります。さらに、豪雨災害により空き地となった土地の活用を推進するため、集合住宅の建設に対する支援を行ってまいります。

国際交流につきましては、国際交流協会と連携し英国派遣事業を実施し、人材育成に努めるとともに多文化共生事業に取り組んでまいります。

第6に、「健全財政と効率行政を推進する行財政分野」についてであります。

住民サービスにつきましては、証明書自動交付機を住民票と印鑑証明に加え、新たに3種類の証明書を発行可能な多機能端末機に置き換えるなどサービス向上を図ってまいります。

町有施設の管理につきましては、「第2期芦北町公共施設等総合管理計画」に基づく予防保全を実施し、長寿命化を推進してまいります。

DXの推進につきましては、機器の整備や人材育成を行い、デジタルを活用した行政サービスの向上と事務効率化に引き続き取り組んでまいります。

ふるさと応援寄附金事業につきましては、地方創生のための財源確保策として、町内事業所と連携し返礼品の充実を図るとともに、企業版ふるさと納税についても、積極的に企業へ周知し、支援に繋がるよう取り組んでまいります。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険事業につきましては、各種健康づくり推進事業を実施するとともに、18歳以下のこどもに係る均等割額を引き続き全額減免し、子育て世帯の支援に努めてまいります。

また、人間ドック検診補助に加え、新たに脳ドックの費用を助成することで、町民の死因別死亡数で上位に位置している脳血管疾患の早期発見・早期治療に繋げてまいります。

介護保険事業につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業の充実、地域包括ケアシ

システムの深化・推進を図り、介護・医療等の支援を必要とする高齢者が安心して暮らせるよう努めてまいります。

町有温泉事業につきましては、各施設の老朽化が進んでいるため、年次計画による修繕等を行いながら温泉施設の長寿命化及び快適な入浴環境の維持に努めてまいります。また、大野温泉センターにつきましては、指定管理者と連携し、施設の魅力向上と賑わいの創出に取り組んでまいります。

奨学資金貸付事業につきましては、向学心に富み有能な資質を有し、経済的な理由での就学困難者に対し、貸付を行ってまいります。

後期高齢者医療事業につきましては、健康診査委託事業や人間ドック検診補助を実施し、町民の健康保持・増進を図るとともに、疾病の早期発見と重症化の防止に努めてまいります。

次に、公営企業会計について申し上げます。

水道事業につきましては、安全・安心な水道水供給のため、引き続き老朽化した水道管や施設の更新を計画的に実施し、安定経営に努めてまいります。

下水道事業につきましては、令和7年度から地方創生汚水処理施設整備推進交付金を活用し、芦北・米田地区農業集落排水処理施設の更新工事を実施してまいります。また、その他の施設の更新につきましても、計画的に実施し、適正な維持管理を行うとともに、安定経営に努めてまいります。

以上、一般会計、特別会計及び公営企業会計を合わせた令和7年度の予算総額は、189億2,600万円となっております。

結びに、人口減少による社会全体が縮小していく中においても、地方の発展なくして、国の繁栄なしの思いのもと、物価高騰などが住民生活に様々な影響を及ぼす中ではありますが、町民の安全・安心な暮らしやすい芦北町の発展のために努力してまいります。

議会並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

○議長（宮内道則君） 町長の説明が終わりました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

- | | | |
|-----|---------|---------------------------------|
| 第 7 | 議案第 4 号 | 令和7年度芦北町一般会計予算 |
| 第 8 | 議案第 5 号 | 令和7年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 第 9 | 議案第 6 号 | 令和7年度芦北町介護保険事業特別会計予算 |
| 第10 | 議案第 7 号 | 令和7年度芦北町有温泉事業特別会計予算 |
| 第11 | 議案第 8 号 | 令和7年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算 |
| 第12 | 議案第 9 号 | 令和7年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算 |
| 第13 | 議案第10号 | 令和7年度芦北町水道事業会計予算 |
| 第14 | 議案第11号 | 令和7年度芦北町下水道事業会計予算 |
| 第15 | 議案第12号 | 芦北町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について |
| 第16 | 議案第13号 | 芦北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 |

の制定について

○議長（宮内道則君）　これから、日程第7、議案第4号「令和7年度芦北町一般会計予算」から日程第16、議案第13号「芦北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」は、議会運営委員会の答申に基づき、会議規則第36条の規定により一括議題とします。

ただいま一括議題といたしました議案につきましては、先ほどの日程第6「令和7年度施政方針と予算大綱説明」で町長の説明もあり、また、先の議会運営委員会において委員会付託とする旨の答申がっておりますので、会議規則第38条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君）　異議なしと認めます。したがって、一括議題の議案は、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから一括議題の質疑を行います。先の議会運営委員会において、委員会付託の答申がっておりますので、質疑はあくまで総括的かつ大綱にとどめるよう求めます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君）　質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号から議案第13号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君）　異議なしと認めます。したがって、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

各常任委員会におかれましては、慎重な審査をされ、その結果を最終日の本会議において各常任委員長から報告願います。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第17 議案第14号 組織再編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（宮内道則君）　日程第17、議案第14号「組織再編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君）　議案第14号、組織再編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、1月29日に開催されました全員協議会においてご説明をさせていただいているところでございます。

改正の内容は、住民生活課、健康増進課、福祉課の組織再編を行い、関連する条例を一括

して改正をするもので、第1条の芦北町課設置条例で、健康増進課及び福祉課を健康福祉課とし、住民生活課に介護保険事務を移管、第2条芦北町議会委員会条例から第4条芦北町子ども・子育て会議条例で、それぞれの条例の課の名称を改正するものです。

附則として、この条例は令和7年4月1日から施行するものです。

なお、提案理由は、記載のとおりです。以上で説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は原案のとおり可決しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第18 議案第15号 芦北町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮内道則君） 日程第18、議案第15号「芦北町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 議案第15号、芦北町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、人事院勧告に基づき改正をするもので、第1条で配偶者の扶養手当の廃止、子の扶養手当の増額、通勤手当上限額の見直しなどについて、第2条で特定任期付職員への勤勉手当支給について、第3条で再任用職員への住居手当支給について、改正を行うものです。

附則として、この条例は令和7年4月1日から施行し、令和7年度の扶養手当の額について配偶者は3,000円、子は1万1,500円とする経過措置や、給料表の切替えについて規定をしております。

なお、提案理由は、記載のとおりです。以上で説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は原案のとおり可決しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第19 議案第16号 芦北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び芦北町職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮内道則君） 日程第19、議案第16号「芦北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び芦北町職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 議案第16号、芦北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び芦北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、法律の一部改正に伴うもので、職員の時間外勤務の免除対象となる子の範囲を3歳未満から小学校就学前までに拡大することや、仕事と介護の両立を図るための相談体制等の整備について、改正を行うものです。

附則として、この条例は令和7年4月1日から施行するものです。

なお、提案理由は、記載のとおりです。以上で説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は原案のとおり可決

しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第 20 議案第 17 号 芦北町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮内道則君） 日程第 20、議案第 17 号「芦北町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 議案第 17 号、芦北町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、宿泊料の高騰に伴い改正を行うもので、国の旅費規定改正を踏まえ地域区分や金額を見直し、宿泊料を定額から実費払いとするものです。

第 1 条から第 5 条で一般職の職員、特別職の職員、議会議員等について改正を行っております。

附則として、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行するものです。

なお、提案理由は、記載のとおりです。以上で説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第 17 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 17 号は原案のとおり可決しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第 21 議案第 18 号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（宮内道則君） 日程第 21、議案第 18 号「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」

を議題とします。

本案について、説明を求めます。松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 議案第18号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、法律の改正に伴い生じた条ずれ等について、第1条の芦北町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例から、第4条の芦北町議会の個人情報の保護に関する条例まで一括して改正するものです。

附則として、この条例は令和7年4月1日から施行するものです。

なお、提案理由は、記載のとおりです。以上で説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は原案のとおり可決しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第22 議案第19号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（宮内道則君） 日程第22、議案第19号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。平田上下水道課長。

○上下水道課長（平田秀臣君） 議案第19号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

この議案は、地方自治法の一部改正により生じた条ずれについて、第1号芦北町水道事業の設置等に関する条例から第3号芦北町監査委員に関する条例まで一括して改正するものです。

附則として、この条例は令和7年4月1日から施行するものです。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりです。以上で説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は原案のとおり可決しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第23 議案第20号 芦北町芦北海浜総合公園条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮内道則君） 日程第23、議案第20号「芦北町芦北海浜総合公園条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。金商工観光課長。

○商工観光課長（金 辰信君） 議案第20号、芦北町芦北海浜総合公園条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

この条例は、海浜公園の運営経費増加に伴い料金体系を見直すため、改正を行うものです。

主な改正内容としまして、ローラーリ्यूージュは1回につき大人400円を600円に、子供200円を400円に改定します。

また、ゾーブは大人800円、子供600円と分けていた料金を、1回あたりの料金として最大で1,500円に改定します。

その他、スケートパークやリフトについても料金の見直しを行っています。

附則として、この条例は令和7年4月1日から施行することとし、現に発行されている回数券等については、そのまま使用できる規定としております。

なお、提案理由は、記載のとおりです。以上で説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は原案のとおり可決しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第24 議案第21号 芦北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮内道則君） 日程第24、議案第21号「芦北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） 議案第21号、芦北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い改正を行うものです。

改正の内容は、指定地域密着型介護老人福祉施設に他の事業所が併設される場合に、当該併設される事業所に配置しないことができる職員について、管理栄養士を加えるものです。

附則としまして、この条例は令和7年4月1日から施行することとしております。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。以上で説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は原案のとおり可決しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第 2 5 議案第 2 2 号 芦北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮内道則君） 日程第 2 5、議案第 2 2 号「芦北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） 議案第 2 2 号、芦北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、小規模保育事業所等における満 3 歳以上の児童に係る保育士、保育従事者の配置基準が見直されたこと等に伴う改正を行うものです。

附則としまして、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしております。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。以上で説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第 2 2 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 2 2 号は原案のとおり可決しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第 2 6 議案第 2 3 号 芦北町総合計画策定条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮内道則君） 日程第 2 6、議案第 2 3 号「芦北町総合計画策定条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） 議案第 2 3 号、芦北町総合計画策定条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

芦北町総合計画の計画期間は、本条例で基本構想が 1 0 年、基本計画を 5 年と定めておりますが、社会情勢の予測不能な変化に迅速に対応し、また、新たな課題に柔軟かつ適切に対応できるよう、基本構想を 8 年に、基本計画を 4 年に計画期間を変更するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は原案のとおり可決しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第27 議案第24号 芦北町総合計画（第三次）を定めることについて

○議長（宮内道則君） 日程第27、議案第24号「芦北町総合計画（第三次）を定めることについて」を議題とします。

本案について、説明を求めます。白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） 議案第24号、芦北町総合計画を定めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、平成27年に策定されました、芦北町総合計画（第二次）が令和6年度で終了することに伴い、令和7年度以降の芦北町総合計画（第三次）（案）を策定いたしましたので、芦北町総合計画策定条例第4条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の第三次となります芦北町総合計画の基本構想及び基本計画は、これまでの基本構想及び基本計画を踏襲しつつ、さらに次代を生きるこどもたちに魅力溢れる郷土を引き継ぐことができるよう、新たな施策の展開を図ることとしております。

基本構想及び基本計画の詳細につきましては、2月27日に開催していただきました全員協議会においてご説明申し上げましたので、省略させていただきますが、本基本構想及び基本計画は、「すべては次代を担うこどもたちのために」という基本理念のもと、町の目指すべき将来像として、「個性輝き、活力と魅力に溢れた安全・安心を実感できる町」を実現するため、6つのまちづくりの目標を柱として、体系的に施策を展開するものとしております。

なお、本基本構想及び基本計画につきましては、芦北町総合計画策定審議会に諮問し、町政運営の基本として妥当であるとの答申を頂いております。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。以上で説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は原案のとおり可決しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第28 議案第25号 町道の路線認定及び廃止について

○議長（宮内道則君） 日程第28、議案第25号「町道の路線認定及び廃止について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） 議案第25号、町道の路線認定及び廃止について、ご説明申し上げます。添付しております位置図をご参照いただきたいと思います。

まず、町道諏訪宮浦線の認定及び廃止について、ご説明申し上げます。

主要地方道芦北坂本線の道路改良に伴い、旧道となる区間を県道から移管されることにより終点を修正する必要があるため、現町道を一旦廃止し新たに認定するものです。

次に、町道和田線及び町道和田2号線の認定について、ご説明申し上げます。

一般県道田浦港線の道路改良に伴い、旧道となる区間を県道から移管されるため町道として認定するものです。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。以上で説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は原案のとおり可決しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第29 議案第26号 財産の取得について

○議長（宮内道則君） 日程第29、議案第26号「財産の取得について」を議題とします。
本案について、説明を求めます。宮島教育課長。

○教育課長（宮島昭典君） 議案第26号、財産の取得について、ご説明申し上げます。
本議案は、令和7年度芦北町立中学校教師用教科書指導書及び指導用教材購入に係るものでございます。

- 1 契約の目的 中学校教師用教科書指導書及び指導用教材購入
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 1,291万9,776円
- 4 契約の相手方 熊本県葦北郡芦北町大字佐敷153番地
勝屋有限会社
代表取締役 森下邦夫

財産の取得の概要について、申し上げます。

本件は、学校で使用する教師用の教科書等について、4年に1度行われる教科書改訂に基づき整備するものです。

次に、入札の経緯について申し上げます。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、その性質または目的が競争入札に適さないものに該当し、随意契約といたしました。

入札を令和7年2月19日に執行し、仮契約を同日に行っております。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりです。以上で説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。
これから質疑を行います。質疑はありますか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありますか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。
これから議案第26号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は原案のとおり可決しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

○議長（宮内道則君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。
本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

散会 午前11時06分

芦北町議会定例会会議録

令和7年3月13日（木）

令和7年度第2回芦北町議会定例会議事日程（第2号）

令和7年3月13日
午前10時 開会
於 議 場

1 議事日程

第1 一般質問 (散 会)

2 出席議員（13人）

1 番 百 田 翔 吾 君	2 番 楠 原 清 照 君
3 番 長 口 隆 君	4 番 林 田 燿 宏 君
5 番 坂 本 登 君	6 番 寺 本 順 一 君
7 番 白 坂 康 浩 君	8 番 草 野 安 道 君
9 番 宮 尾 秀 行 君	10 番 川 尻 成 美 君
11 番 寺 本 修 一 君	13 番 元 山 秀 志 君
14 番 宮 内 道 則 君	

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職氏名（16人）

町 長 竹 崎 一 成 君	副 町 長 藤 崎 正 司 君
教 育 長 岩 田 繁 義 君	総 務 課 長 松 本 俊 造 君
企画財政課長 白 坂 達 也 君	税 務 課 長 佐 竹 貴 幸 君
住民生活課長 田 中 公 広 君	福 祉 課 長 池 田 康 浩 君
健康増進課長 田 代 忍 君	農林水産課長 梶 浩 之 君
商工観光課長 釜 辰 信 君	建 設 課 長 鎌 倉 博 之 君
上下水道課長 平 田 秀 臣 君	教 育 課 長 宮 島 昭 典 君
スポーツ・文化振興課長 岡 田 謙 治 君	会計管理者兼会計室長 溝 俣 圭 一 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 窪 田 和 彦 君	次長（主幹） 鎌 田 富士夫 君
------------------	------------------

令和 7 年第 2 回芦北町議会定例会一般質問通告表

質問 順番	質問者	質問事項	質 問 の 要 旨	質問の相手
1	楠原清照	1 国民保護における町の対応について	① 国民保護法の概要はどうなっているのか。 ② 国民保護法が対象とする事態とは何か。 ③ 想定する事態となった場合の町の対応はどのようなものになるのか。 ④ 国民保護におけるこれまでの取組と今後の対応はどのように考えているのか。	町長及び 担当課長
		2 戸籍の振り仮名記載の制度化について	① 改正戸籍法の概要はどうなっているのか。 ② 戸籍の振り仮名を制度化した目的は何か。 ③ 町民に対する周知等はどのように考えているのか。	町長及び 担当課長
2	百田翔吾	1 新たな作物の導入による農業振興について	① 果樹の現状及び今後の方向性はどのように考えているのか。 ② 現在取り組んでいるオリーブ実証栽培について、背景・目的及び現状はどうなっているのか。 ③ これまでの取組みを踏まえ、今後オリーブの振興をどのように考えているのか。	町長及び 担当課長
		2 生活用水確保の実態について	① 本町における水道水供給体制はどのようなになっているのか。 ② 飲料水供給施設組合とは、どのような組織なのか。 ③ 飲料水供給施設組合を支援するために飲料水供給施設事業補助金制度があるが、補助金制度の概要と目的は、どのようなになっているのか。 また、これまでの社会情勢等の変化に伴う補助率の見直し等の制度の改定は行なっているのか。 ④ 飲料水供給施設組合数の推移は、20年前と比較してどのようなになっているのか。	町長及び 担当課長

		⑤ 飲料水供給施設組合設立当初は、補助要件である5世帯以上を満たしていたが、設備の老朽化により改修が必要となった場合に、この要件を満たしていないときは補助を受けられないのか。 また、補助を受けられないのであれば、受益者負担を軽減するため、世帯数等の補助要件を見直す考えはないのか。	
--	--	--	--

開会 午前10時00分

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

○議長（宮内道則君） 皆さんおはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配布しております議事日程のとおりであります。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第1 一般質問

○議長（宮内道則君） 日程第1、一般質問を行います。

質問通告者は2人です。通告書はお手元に配布しております。質問時間は従来どおり補助質問を含めて30分以内に制限します。それから、一般質問は通告制であります。質問に関連して求める関連質問は許可いたしません。質問にあたっては、通告内容に基づいた質問をされるよう求めます。また、執行部の答弁も明快かつ簡潔に願います。

それでは順番に発言を許します。楠原君。

○2番（楠原清照君） おはようございます。楠原でございます。

今日ちょっと風邪気味でございまして、少々お許しいただきたいと思っておりますけれども、芦北町議会会議規則第60条第1項の規定に基づき、議長の許可の下、質問をさせていただきます。

さて、議会はですね、暦年で動いておりますので、今回は本年最初の定例会の一般質問ということでございまして、改めまして本年もどうぞよろしく、執行部におかれましては、ご対応方お願いしたいと申し上げます。

私はまだ2期目なものですから、勉強不足でありまして、なぜ議会の運営が暦年なのか不思議に思っておりましたので、今回調べてみましたら、「会計年度とは一線を画し、暦年で管理し、財政運営と明確に分けることで、議会の活動が会計年度に縛られることなく、年間を通して柔軟に行われること、がその理由」とありました。すなわち、二元代表制から導き出された運営であったわけでございます。また、明治時代の名残などという理由もありました。そのようなことで、一つ勉強させていただいた次第です。

さて、その令和7年は、本町におきましては合併20周年の年であり、町長も再選され、実にめでたい年となったわけでございますけれども、一方で、昭和100年という年でもありますし、終戦80年の年ということでもありまして、どうやら今年、令和7年とは、一つの大きな区切りの年、変化の年であるのかもしれません。

そのような令和7年ではありますが、私は末席の一議員として、微力ではございますが、町発展のため、町民の幸せのため、常に初心を忘れず、そして庶民感覚を大事にし、「地域密着、住民密着」をその活動のポリシーとして、裏金などに染まることなく、宗教と金銭に身綺麗な体を維持しながら、今年も精一杯、町民の皆様に対し、ご奉公をさせていただきたいと決意を新たにしているところでございます。

さて、本題に入ります。本日はまず、国民保護法関連の質問から入らせていただきたいと思います。

私は、本年2月1日、陸上自衛隊北熊本駐屯地で開催の「西部方面特科連隊創隊7周年記念行事」に議長代理として出席してまいりました。実は去年も6周年記念行事として開催されておりまして、2年連続の議長代理出席となったわけでございます。

本特科連隊は、第8特科連隊の歴史と伝統を継承し、2018年、平成30年3月27日に編成され、北熊本駐屯地本部とえびの駐屯地に所在する部隊でありまして、南九州の防衛、警備、災害派遣などの任務を担っておられます。

155mm榴弾法を装備しておりますが、万が一の事態に備え、日夜厳しい訓練を実施されております。式典ではあいにくの冷たい雨の中、隊員はびしょ濡れになりながら、観閲行進や榴弾砲の空砲試射などを行っていただきました。

ちなみに、令和2年7月豪雨災害では、陸上自衛隊北熊本駐屯地第8師団初動対処部隊と北部方面隊の北方施設支援隊が本町へ派遣されており、大変お世話になっておりますので、祝賀会食の席では、そのお礼もしっかり幹部の皆様にご挨拶をいたしました。そして、たまたま本式典に行ったことを葦北鉄砲隊の隊員に伝えましたところ、コロナ前には招待されて演武をしていたということでした。コロナの期間は式典が中止されておりましたので、どうやらコロナで一旦ご縁が途切れているようでございます。とにもかくにも、自衛隊は日夜、我が国の防衛のためがんばっておられると感じ入った次第です。

戦後80年、我が国は大きな紛争もなく、専守防衛の国是のもと、何とか平和を維持してまいりました。そしてPKOとかいろいろありましたけれども、自衛隊員に未だ1人たりとも戦死者を出していないという、歴史上極めて稀な事態を継続しておるわけであります。

しかし、現在、世界は混迷を極めておりまして、リスクは増大する一方となっており、自衛隊の役割はますます重要度を高めておるわけでございます。

そのような国際情勢に鑑み、我が国においても有事法制が整備されておりますが、その中に「国民保護法」というものがあるわけであります。

これは、正式には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」という名称であります。実に物々しい表現であります。このようなことがあってはならんことは当然のことです。誰でも平和がいいに決まっているんです。しかし、法律がある。そして、それを受け我が町でも「国民保護計画」が策定されております。

つまり、そういうあってはならん事態ではありますが、あり得ることを行政は想定しているということなのであります。

令和2年7月豪雨災害の復旧・復興は、すでに9割方完了したとのことで実に喜ばしいことではございますが、日奈久断層大地震のリスクやそれに伴う津波被害、また川内原発リスク、そして他国からの武力攻撃リスクなど、まだまだリスクだらけなのでありますけれども、今回はその中で、普段あまり注目されていない「国民保護法」やその計画に焦点を当て、少し

でも傍聴者の皆さんをはじめ、一般町民の皆さんにその枠組みや避難等の基礎的な知識を提供することで、それなりの心構えというものは、平和を甘受しながらもしっかり持つておくべきではないかとの観点から、以下の質問をさせていただきます。

通告書1、国民保護における町の対応について、質問いたします。①国民保護法の概要はどうなっているのか。②国民保護法が対象とする事態とは何か。③想定する事態となった場合の町の対応はどのようなものになるのか。④国民保護におけるこれまでの取組と今後の対応はどのように考えているのか、この4点について質問させていただきます。

次の質問に移ります。

私は、先の3月9日に举行された芦北町立佐敷中学校卒業証書授与式に、来賓出席してまいりました。町長や議長もおられました。非常に厳かで立派な卒業式で感動いたしました。中田校長先生や来賓の竹崎町長、宮内議長、林田PTA会長の挨拶は心のこもったものばかりで、生徒達にしっかり伝わったのではないかと感じております。

今回の卒業生は56名であり、卒業番号でいきますと、その累計は10993号となりました。私も本校卒業生でございますが卒業番号は失念しておりまして、ちょっと知りたいなと思ったところでございます。

来賓には、式次第や卒業生名簿の資料が配られておりました。それで一人一人名前を呼ばれますので、名簿と突合していくわけですが、名字はほとんど読めましたが、名前の読み方が、中にはなかなかユニークなものもありまして、読むのに戸惑ったわけでございます。それで、名前が呼ばれる前に資料に目を通して、読めなかった卒業生をピックアップしてみましたら、何と17名に達してしまいました。つまり全体の30%の子どもたちの名前を、私は正確に読むことができなかったわけであります。

私の姓は「楠原（くすはら）」ですが、子どもの頃の記憶ではほとんどの人が「くすばらさん」と呼んでおられました。それで父に「くすばら」と「くすはら」はどっちが正しいですかと聞いたら、「くすはら」が正しいと言われたことを覚えております。

事程左様に、人名は難しいのでございますけれども、それなら人の名前ぐらいひらがなか片仮名にしまえというのもまた乱暴な議論でありまして、この難しく読ませるというのも日本の文化なのではないかと思っておるところです。

しかし、それも程度ものなのでありまして、世間にはびっくり仰天するような名前もあるようでございます。これも調べてみますと、一応整理をされておりました、一つは「キラキラネーム」というものがございます。珍しい名前や華やかな印象を与える名前を指す言葉で、例えば男の子では「そらそら（昊空）」という名前がございます。これ最初の「そら（昊）」という漢字は、上に日、下に天の文字の「そら（昊）」という漢字、2文字目の「そら（空）」は普通の「そら（空）」、「くう（空）」の漢字を当てております。

女の子では、「ここあ（心愛）」という名前があります。「心」に「愛」と書きますが、こういうものが例示されております。

ちなみに、キラキラネーム全国1位が「そらそら（昊空）」、2位が「ここあ（心愛）」ということになっているようでございます。

次に、「シワシワネーム」というものがありまして、これは古臭く感じる名前を指す言葉として、「〇男」や「〇郎」、「〇子」や「〇代」などが例示されております。今回の佐敷中学校卒業生の中には、1人もこれに該当する子はおりませんでした。

次に、「DQN（ドキュン）ネーム」というものがあります。これは珍名のことでありまして、「常識はずれな」「教養に乏しい」「ヤンキー」といった意味合いの、いわゆるネットスラングが用いられているということのようであります。

また、絶対読めないキラキラネームランキングなるものがネットに公開されておりますので、一部ご紹介いたします。

第10位、これは漢数字の「一」と「心」という漢字の組み合わせで、「一心（いちこころ）」と書きますが、これで「ぴゅあ」と読ませるそうです。第7位、これは「愛」という漢字と羅生門の「羅」の漢字を組み合わせたもの、普通は「あいら」とか読みますけど正解は「ていあら」と読むそうです。第6位、これ天国の「天」と音楽の「音」を組み合わせたもので、これは「そぷら」と読ませるそうです。第1位は、「男」という漢字一文字で、これはですね、「あだむ」と読ませるそうです。

もう、このようにですね、クイズみたいになってしまっておりまして、何が何だかわからない時代になってきているようでございます。

そのようなご時世の中、本年5月から戸籍の振り仮名が制度化されるようでございます。

これは、今ご紹介しましたキラキラネームに代表されますように、読みの乱れと申しますか、難解さが増してきたことが、その一因としてあろうかと思えます。

また、今回は新生児だけではなく、全国民、全町民に対しても振り仮名を戸籍に付けなければならないようでございます。行政事務の効率化という観点もあるのでしょうけれども、その影響は幅広いものになりそうでございます。

このようなことから、通告書2、戸籍の振り仮名記載の制度化について、質問いたします。①改正戸籍法の概要はどうなっているのか。②戸籍の振り仮名を制度化した目的は何か。③町民に対する周知等はどのように考えているか。この3点についてお尋ねしたいと思います。

以上、通告書1と2の質問に対し、ご答弁をお願いいたします。

いつも申し上げておりますが、ご答弁に当たりましては、傍聴者の皆さんにしっかり聞こえるように、大きな声でゆっくり、はっきり、ご答弁をお願い申し上げます。再質問は質問席から行います。

○議長（宮内道則君） 楠原君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 楠原議員のご質問に関しましては、個別具体的な内容となりますので、担当課長より答弁させます。

○議長（宮内道則君） 松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 楠原議員の主題１の①について、お答えいたします。

まず、法制定の経緯につきましては、平成１５年６月に、我が国に対する外部からの武力攻撃に対処するため、「武力攻撃事態等における我が国の独立並びに国及び国民の安全確保に関する法律」いわゆる「事態対処法」が成立をいたしました。

これを受けまして、平成１６年６月に、先ほどご紹介がございました、武力攻撃事態等において国民を保護するため「国民の保護のための措置に関する法律」いわゆる「国民保護法」が成立をいたしております。

内容は、住民の避難、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処、指定公共機関の役割、国民の権利義務に関する措置などが定められております。

次に、②のご質問にお答えいたします。

対象とする事態ですけれども２つの類型に分類をされます。外部からの着上陸侵攻や弾道ミサイル攻撃などの武力攻撃が発生した事態またはその事態が切迫・予測される「武力攻撃事態」と、武力攻撃に準ずる手段、大規模テロ等になりますけれども、これによって多数を殺傷する事態の発生またはその事態が切迫・予測される「緊急対処事態」の２つが対象とされております。

次に、③のご質問にお答えをいたします。

町が行うべき対応は、一つ目にＪアラートや防災無線による警報の伝達、二つ目に県の指示に基づく避難指示の発令や避難住民の誘導、三つ目に食料・衣服・寝具供与など、災害救助法に準じた救援となります。

また、事態の状況に応じて、町長を本部長とする緊急事態連絡本部または国民保護対策本部を設置することとなります。

次に、④のご質問にお答えいたします。

平成１８年１２月に芦北町国民保護計画を策定をし、避難実施要領の作成や芦北町国民保護協議会の開催、Ｊアラートの整備などを行っております。

訓練につきましては、毎年、大雨や地震・津波を想定した防災訓練を実施しておりますけれども、今後、国民保護に係る避難訓練につきましても、本町が攻撃目標になり得るかという現実性の問題はございますけれども、災害対応同様にですね、備えておくことが重要になりますので、県などとも相談し、検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（宮内道則君） 田中住民生活課長。

○住民生活課長（田中公広君） 質問の主題２の①のご質問について、お答えいたします。

改正戸籍法は、令和元年５月に成立・公布され、令和６年３月に施行されております。

改正戸籍法は、戸籍に関する手続きを簡素化することで利用者の負担を軽減し、戸籍制度の利便性を向上させることを目的に改正をされております。

令和６年３月に施行された改正戸籍法による変更点としましては、戸籍の届出及び行政手続において戸籍の提出が不要になること、また、本籍地以外で戸籍謄本の発行が可能となっ

ております。ご質問の戸籍の振り仮名記載につきましては、令和7年5月に施行される改正戸籍法でございます。この改正により、戸籍に振り仮名の記載が必須になり、振り仮名に一定の基準が設けられることが法制化されます。

次に、②のご質問についてお答えいたします。

政府は、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、様々な行政手続やサービスの向上を目指しており、行政のデジタル化推進のための基盤整備を進めるため各施策が進められております。

現在、行政機関等が保有する氏名の情報の多くは漢字で表記をされており、同じ漢字でも様々な字体があるほか、外字が使用されている場合には、データベース化の作業が複雑で、特定に時間を要していましたが、氏名の振り仮名が戸籍上一意に特定されることで、データベース上の検索等の処理が容易になり、誤りを防ぐことができるようになります。

また、本人確認資料として、氏名の振り仮名が戸籍に記載されることにより、住民票の写しやマイナンバーカードにも記載できるようになり、本人確認資料として用いることができるようになります。

次に、③のご質問についてお答えいたします。

戸籍の振り仮名記載につきましては、令和7年5月26日以降に本籍地の市区町村から戸籍に記載される予定の振り仮名に関する通知が送付をされます。通知の内容を確認いただきまして、通知された振り仮名が間違っている場合は、正しい振り仮名の届出をする必要があります。なお、通知された振り仮名が正しい場合には、届出をしなくても、制度開始から1年経過後、令和8年5月26日以降に、通知の振り仮名がそのまま戸籍に記載をされます。

戸籍の振り仮名に関することにつきましては、全国で一斉に始まる制度となっておりますので、国がしっかり周知・広報を行うものと認識をしております。

なお、芦北町に関しましては、戸籍の振り仮名記載に関する通知等について、事前にまちだよりや広報紙などを利用し周知・広報を図ってまいりたいと考えております。併せて、本籍は芦北町にあり、現住所がない方もいらっしゃると思いますので、町のホームページにも掲載し周知・広報を図ってまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） どうもありがとうございます。

それでは、通告書1について、まずは再質問させていただきます。

総務課長にお尋ねいたします。

避難誘導はどこに行うのですか、お尋ねしたいと思います。

○議長（宮内道則君） 松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） お答えいたします。

避難誘導につきましては、恐れのある場合、これ、恐れのある場合ですね、これ事前の避難が可能となりますので、現在も沖縄県の一部地域で検討されておりますような、県外への

疎開が基本になるかと思います。緊急の場合では、本町では堅牢な施設などが想定をされますけれども、いずれの場合におきましても、県の指示に沿って、場所や規模等の状況を踏まえた避難実施要領を作成し避難誘導を行っていくという流れになってまいります。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 次にですね、この避難誘導における、この自衛隊の関わりですね、これはどんなものになりますか。

○議長（宮内道則君） 松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） お答えします。

避難誘導に関しましては、自治体の責任で行うこととなりますけれども、輸送等における自衛隊への要請についてはですね、自衛隊の車両、或いは航空機などの装備が攻撃対象となる恐れがございます。軍事目標のみを攻撃目標とする国際人道法の原則はございますけれども、自然災害と異なりまして慎重な判断が求められるものと理解をしております。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 次にですね、それならば、シェルターのような施設の整備計画はありませんか。

○議長（宮内道則君） 松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） お答えいたします。

施設の整備ですけれども、現在も防災無線の更新工事や防災拠点センターの整備など、自然災害を想定して、防災力の強化には累次にわたって取り組んでいるところでございますけれども、国民保護に関しても応用できるものはあると考えてございます。

例えば地下シェルターなどですね、国民保護を想定したハード整備の計画は現在ございませんけれども、やはり国の安全保障に関わる部分でございますので、この点については国がしっかり責任を持って対応すべきものではないかというふうに考えてございます。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 次にですね、この緊急事態において、一般市民の権利と義務ですね、これはどのように取り扱われますか、お尋ねします。

○議長（宮内道則君） 松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） お答えいたします。

それに該当をするですね、国民保護法の該当部分要約をいたしますと、一つ目にですね、憲法の保障する自由と権利を尊重しなければならない、二つ目に国民保護のための措置は必要最小限のものに限られ、かつ公平で適正な手段でなければならない、三つ目に国民を差別的に取り扱うことや、思想・良心の自由、表現の自由を侵してはならないということが要約になります。要は国民の権利と義務に関しては、極めて限定的に運用が求められると、そのような内容になってございます。以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ご答弁は、ありがとうございました。

それでは、この質問1をまとめてみたいと思います。

いざというとき、自衛隊は日本防衛のため戦わなければならない。そして町民は、「国民保護法」と「芦北町国民保護計画」に基づき、避難を主な行動規範として行動しなければならないということがわかりました。

私は、先の町議通常選挙における選挙公報において、「自分の国は自分で守る、自分の町は自分で守る、が私の根本的な政治信条であることを表明いたします」と町民の皆様に訴えさせていただいております。

私は、通常は、町民の幸せのため、町の発展のために様々な質問をさせていただいております。いわゆる日常生活における様々な課題の解決ということでございます。

しかし、根本的なところでは、政治や行政は、危機管理、安全・安心に資する様々な対応を、平時にあってコツコツコツと検討して、対策をしっかりと練っていかねばならないだろうと考えるものです。やはり命と財産を守ることこそ、政治の究極の仕事ではないかと思うわけです。

確かに、武力攻撃など、都会の人口密集地帯や軍事施設があるところに行われるのであって、我が町にまさかそんな攻撃があるわけがないと思っておられる町民の皆さんもおられるかもしれませんが、そこにある危機は全国民で共有しなければならないと思うものです。

「Jアラート」というものが現在運用されております。正式には「全国瞬時警報システム」と呼ばれているものです。

しかし、この警報がテレビなどで報じられたとき、国民はどう感じているのでしょうか。

「また北朝鮮からしょうもないミサイルが飛んできているのか。どうせ日本海か日本列島を飛び越えて太平洋に落下するだけだろう」という、全く危機感ゼロの受け止めが大半ではないかと思います。

大体、この「Jアラート」という単語表現がよくありません。心に何も響かない、それに音声もAIのロボットの人工音声でございます。昔のように「空襲警報」とすれば、少しは違うのではないかと思うわけです。「空襲警報」であれば、ピンときますし、自分の頭上に落ちてきやせんかと、少しはヒヤヒヤして切迫感が高まろうというものです。

また避難先にしても、例えば町内にまだまだ防空壕跡もあるわけですから、これらを活用することも考えられます。白岩の鍾乳洞も、ひょっとしたら利用できるかもしれません。少なくとも、いろいろとシミュレーションしておくことは非常に大事であろうと思います。

女性に「どんな男性が好きですか」と問えば、ほとんど決まって「やさしい人」という言葉が返ってきます。ここで言う「やさしい人」とはどういう男性のことなのでしょう。私は「やさしい」の裏には「強さ」がないと本当の「やさしさ」ではないのではないかと思うわけです。強い人間こそが優しくなれる、強い人間が弱い人々をまとめあげ引っ張っていく、

男は女、子どもを守るために全力を尽くす、そしてそのために死を厭わない。今、L G B T Qなどに象徴される多様性の時代であり、そのこと自体を否定はしませんが、男の本質はそうじゃないかと思うわけです。

私は侍魂も標榜しておりますので、そうありたいと思っておる人間であります。

政治家や行政は強い権力を持っているわけではありますが、その力はやはり「住民の命と暮らしを守る」という根本的な課題に対し、行使していかなければならないのではないかと思いますところす。

今般策定された第三次芦北町総合計画では、第1章、総論の5「これから踏まえるべき新たな視点」の(4)で「あらゆる危機に備える」と謳っておりますが、「芦北町国民保護計画」の更なる見直しを期待するものです。

町長は、以前から様々な会合や集会、行事などにおいて、軍事的な観点や国民の避難対策、食料安全保障などを含め、現在の日本の安全保障の現状に対し強く警告を発しておられます。

この際、この議会の場で、ひとつ町長の安全保障や危機管理、安全・安心に対する考えをぜひお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮内道則君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） お答えいたします。

冒頭、昭和100年、そして戦後80年、節目に当たる年、併せて本町は合併20周年に当たるわけではありますが、結論から言いますと、戦後80年、日本は物の豊かさ、生活の便利さを享受してまいりましたが、国を守るという、或いは本当の国家主権の確立という面においてはですね、やはり私は考えるべきものが大いにあったと思っております。むしろ、この節目にそういうことを、ただいまご発言がありましたようなことをですね、町民の皆さんはじめ国民の皆さんはしっかりと胸に刻んで、やはり国を憂う気持ちをですね、しっかりと、やっぱりそこに思いをいたすということは大事かと思います。

台湾有事が、今言われておりますが、数年のうちに中国は台湾を統合するであろうと言われております。台湾を、もう360度台湾から見回しますと、周囲は中国の艦船だらけ、上空は戦闘機、爆撃機だらけであります。いつ事が起こってもいいかと、おかしくない状況にあります。台湾有事は日本の有事でもあります。

ところが、この80年間のですね、平和な暮らしの中で、そういう危機感を喪失してしまっておると、人間というものはいきなり衝撃を食らいますと危機感を覚えますけども、緩やかな恐怖に関してはですね、非常に鈍いものがあるわけではありますが、今まさにその状況にあるなと思っております。

この国民保護法であります、これを読んでみると、一旦有事の際は、地方自治体が責任をもって住民の安全、命を守れということでもあります。先ほど発言がありましたが、ミサイルが1発飛んだみたいだというのが第1発でありましてね、そして国民に報道されますが、報道された時にはですね、もう着弾してるんですよ。ですから、その情報収集能力って、ど

っからこの情報は取っとるかと言いますと、韓国から取ったとか、米軍から取ったということでありましてね、非常にのんびりしたものであります。ただこの1発のミサイルが飛ぶだけでですね、大事するわけでありすけども、現実の交戦状態になったときには、日本の原子力発電所、水力発電所、その他工業地帯、或いは国の機関を中心とする大きな公共団体の建物すべてに、今、もうミサイルの照準があつたということでありすから、ボタンを1つ押すと、300発、400発、500発のミサイルがですね、同時に日本に飛んでくるわけですよ。これを迎撃する能力は日本にはありません。しかも現状の軍備力、そしてまた精神の状況におきましてはですね、国を守ることは全くできないと、そういう中での国民保護法であります。

それで、いざそういう危機的状況になったときには、住民を責任持って避難させなさいと、具体的には頑丈な建物か地下に避難しなさいということです。芦北町にはありません。でですね、全く現状を無視した内容でもあります。

それと食糧計画であります、今、日本の食料自給率は38%です。これがですね、台湾、一旦有事になりますと、国内の電力量或いは工業生産量はですね、3分の1に低下すると言われております。そういう中で、食料自給率も20%切ると言われておるわけでありまして、そういう中にありまして、5年後には受給率は45%にしたいという国の方針を出しております。その中で414万haの農地が必要ですが、何とこれがですね、63年間日本の農地はですね、ずっと減りつ放しです。ですから、来年も減る、再来年も5年後も減るんです。だから食料自給率45%っちゃうのはですね、とても無理な状況であります。そういうことで食料不足、私が調べたところによりますとですね、台湾有事になりますと、米で4か月から5か月、小麦で2、3か月、油は8か月と言われております。さらに申し上げますと、石炭は1か月です。これ、火力発電所日本にはたくさんありますからね、もう発電もできないんですが、その前にもうミサイルがやっつけてますから、もう根本やられるわけです。ガスは、皆さん方、生活で今ガス使ってます。3週間と予測されております。そういう状況。それと、避難壕であります、シェルターでありますけども、日本はゼロですね。台湾は、面積は九州よりも少し小さい国です。ここに人口2,300万人住んでおりますけども、台湾のシェルターは、何と5万か所です。そして4,000万人を収容できる能力を持ってるわけです。重ねて申し上げます、日本ゼロであります。

そういうことで、国が守れるかということで、今、トランプ大統領が、自分の国は自分で守れよと日本にも迫っておりますので、今後ですね、食料の安全保障と同時に国家の安全保障はですね、根本的に見直される時期に来ておると思います。国は、国民を守る重大な責任があるわけです。地方で守っていくにはですね、限界があるんです。コントロールできません。そういうことをですね、私は、今のご発言も含めまして、国にも折に触れ訴えてまいりたいというふうに思います。国を思う気持ち、故郷を思う気持ちは楠原議員と全く同感でありますので、よろしくご理解のほどお願いします。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） いっちよ、国にガーンと言ってやってください。

引き続き、通告書2について、再質問いたします。住民生活課長にお尋ねします。

まず、新たに誕生する子ども等への戸籍への振り仮名記載はどうなりますか。また、記載された振り仮名を変更することはできるのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（宮内道則君） 田中住民生活課長。

○住民生活課長（田中公広君） お答えいたします。

本制度の開始後、出生等によって新たに戸籍が作成される方につきましては、届出時に併せて振り仮名を届け出ることによって記載されることになります。また、記載された振り仮名の変更につきましては、やむを得ない事由によって、氏の振り仮名の変更をしようとするときは、戸籍の筆頭者が、記載された戸籍の筆頭に記載された者が、家庭裁判所の許可を得てその旨を届け出ることによって変更が可能でございます。同様に正当な事由によって名の振り仮名の変更をしようとするときは、家庭裁判所の許可を得てその旨を届けることにより変更が可能でございます。

なお、制度開始から1年の間に振り仮名の届出をしないことで、名前の、氏名の振り仮名が戸籍に記載された場合につきましては、氏名の振り仮名については、1回に限り家庭裁判所の許可を得ることなく、届出のみで変更することが可能でございます。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） はい。ありがとうございます。

次にですね、町からはですね、町からの通知ですね、個人宛に送られてくるのでしょうか、または世帯ごとに送られてくるものなのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（宮内道則君） 田中住民生活課長。

○住民生活課長（田中公広君） お答えいたします。

同一戸籍、同一住所であれば、個人ごとではなくまとめて通知をいたします。

通知書は圧着式のはがきで、1枚に最大4人まで記載をすることができますので、4人を超える場合は、通知書が複数になることがあります。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 次はですね、この届出の方法ですけど、これ、町の窓口だけでしょうか。また、届け出ないことへの罰則等などあるのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（宮内道則君） 田中住民生活課長。

○住民生活課長（田中公広君） お答えいたします。

届出は、市区町村の窓口や郵送による届出が行うことができます。なお、マイナンバーカード保持者につきましては、マイナポータルを利用してオンラインで行うこともできます。

本籍は芦北町にあっても、現住所は町外、県外にある場合もございますので、マイナポータルからの届出は、市区町村の窓口に行く必要もございませんので、大変便利かなというふ

うに考えております。なお、届出に関しまして、罰則等はございません。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） それではですね、届出ですね、これ、誰がしなければならないでしょうか。また、未成年者の届出は、またこれ誰がすることになりますか、お尋ねしたいと思います。

○議長（宮内道則君） 田中住民生活課長。

○住民生活課長（田中公広君） お答えいたします。

名の振り仮名につきましては、各人が届け出ることができます。ですが、氏の振り仮名につきましては、原則として戸籍の筆頭者が届出をする必要がございます。また、未成年者につきましては、親権者が届出を行うということになります。ただし15歳に達した子どもにつきましては、子自身が届をすることが可能でございます。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 答弁でもちょっとありましたけれども、戸籍に振り仮名が記載されることで住民票はどうなりますか。また、マイナンバーやパスポートとの統一性はどうなるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（宮内道則君） 田中住民生活課長。

○住民生活課長（田中公広君） お答えいたします。

戸籍の振り仮名記載の届出が行われた後は、随時住民票と連携をいたしまして、記載されることとなります。また、戸籍への振り仮名記載に伴いまして、マイナンバーカードへも振り仮名が記載される予定でございますけれども、こちらにつきましては、記載できるようになるのは令和8年6月以降の予定ということになっております。なお、記載には申出が必要ということでございます。

次に、パスポートにつきましては、ローマ字による氏名が現在記載されておりますけれども、今回の改正により氏名の読み方を変更した場合につきましては、再取得の手続が必要になるということでございます。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 最後の質問になりますけれども、これを踏まえた業務の内容ですね、具体どうなりますでしょうか。また、その量はどのように把握しているのか、最後にお尋ねしたいと思います。

○議長（宮内道則君） 田中住民生活課長。

○住民生活課長（田中公広君） お答えいたします。

令和7年5月26日以降、芦北町に本籍のある方に通知を行います。令和6年12月31日現在、昨年のものでございますけれども、芦北町に本籍のある方は2万7,396人いらっしゃいます。また本籍の数は1万2,051戸籍でございます。

業務といたしましては、まず今回の制度改正や、通知を行う旨の周知や広報が必要である

というふうに考えております。その後、戸籍の振り仮名記載に関する通知書の作成、また発送の業務がございまして、通知書の発送につきましては、約1万5,000通程になるのかなというふうに考えております。

また、通知の発送後は、来庁や電話による問い合わせへの対応、また届出書の受領及び修正が必要な届出の戸籍への振り仮名記載が想定をされます。

その他、宛先不明で返送されてきた通知書等への対応が必要であるかというふうに考えております。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） はい。ありがとうございます。

細々お聞きしましたが、ご答弁、本当ありがとうございます。

それでは、この質問の2をまとめてみたいと思います。

町民に対し周知をしっかりとしながら、適正に事務を遂行していくということでございますので、混乱のないようよろしくお願いをしておきたいと思います。

今回の質問にあたり、私は、先日住民生活課窓口へ出向きまして、自分の戸籍謄本、抄本、それに住民票謄本と抄本の都合4部を交付していただきました。やはり実際に見ておかないとイメージがはっきりしないではないかと思ったからです。1,500円の手数料がかかりまして、冗談で「手数料が高いな」と担当に文句を言いましたら、即座に「経費で落としてください」と言われました。見事な返しで感心したところでございます。

ともかくにも、今回の振り仮名の制度化、義務化は、世界に誇る日本の戸籍制度の大きな改善であることには間違いございません。

これまで、例えば、公式な読み方が決まっていなかったことから、役場や銀行や公的機関で名前の読みが統一されず、誤読や混乱が発生していたり、電子化が進む中で、名前の読みが確定していないと、確認作業に手間がかかったりしていたわけでございますけど、これらの改善が期待できますし、また、過度なキラキラネームの抑制にもなるでしょうし、今後AIを活用した行政サービスが進むと考えられている中で、正しい読みを記憶しておくことで、自動処理のスピードを上げることができるなど、デメリットよりメリットが多いのではないかと思います。

ただ、大量のデータを修正、確認する必要がありますし、既存戸籍の取扱や変更の自由度、システムコストなどの問題もあります。また、予期せぬ事態も発生しないとも限りませんので、繰り返しになりますけれども、戸籍の振り仮名記載制度化に伴う行政事務の執行に際しましては、正しい情報を町民に伝え、理解をしていただく中で、円滑な業務の遂行を期待するものです。最後に町長のご所見もお願いしたいと思います。

○議長（宮内道則君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 漢字文化圏のですね、これ、特徴ではなかろうかなと思っておりまして、アルファベットで記される名前等はですね、こういう間違いがない、或いはファジーな

部分がなくなるわけではありますが、先ほど言いました、そういう文字文化圏の特徴であろうなと思っております。

振り返ってみますと、明治以前は、一般の人達は名字帯刀を許されておりました。ですから下の名前だけでですね、呼ばれていたようではありますが、明治維新になってそれが許されるようになって、多くの国民は、何という名字をつけたらいいか戸惑ったわけでありましてね。それで、そこで大きな役割を果たしたのがお寺さんだったと言われておりまして、当時はやはり一番の知識人、文化人でもありましたし、レベルの高い存在であったわけでありまして、お寺さんで名前をつけてもらったと、名字をですね、つけてもらって、全国的な流れで。その頃ですね、名字を見てみますと、名前も見てみますとですね、まあ、今と同じようなことがですね、びっくりされると。下の名前の文字なんて5文字、7文字、8文字、長いのは20何文字とかいうのがあってですね、やっぱりそういう時も混乱があったようではありますが、今グローバル化されましてね、また新しい文化が形成されようとしておりますが、そもそも、その姓、名が許された時代にですね、例えば、私は「竹崎一成（たけざきかずなり）」ですが、同時に当時の明治政府は、世界の一等国を目指して、西洋のいいところは学ぼうということで、和魂洋才ということでですね、いろんなしきたりも学んでいたわけであります。学ぶというよりも、真似たということでありましょうかね。

それで、日本独特の「竹崎一成（たけざきかずなり）」をですね、固有名詞ですから、世界に1つしかないものでありますけどもね、一等国を目指すためですね、外国は名前が先で名字が後になりますね、それひっくり返したわけです。それで、「一成竹崎（かずなりたけざき）」というのが、外国に行ってからですね、これはもう当たり前だということではありますが、「一成竹崎（かずなりたけざき）」と言え、もう私の固有名詞でなくなるわけです。私は「竹崎一成（たけざきかずなり）」という固有名詞、それをひっくり返すと私でなくなるわけです。それがですね、現在までずっと続いておりましたけども、今、固有の名前でいこうというですね、もう動きが出ておりまして、国会議員も外交の面でもですね、姓、名で名刺交換をするようになります。でもひっくり返せばいいというのがですね、当たり前というのは、世界で日本だけありますから、おめでたい国であります。

私は、名刺、機会があればご覧いただいて、「竹崎一成（たけざきかずなり）」、ひっくり返しても、ローマ字で「竹崎一成（たけざきかずなり）」と書いております。固有の、これは名前ということであります。

ただ、先ほど言いましたように、不易流行、変わっていいものと変わっていけないものがございますけどもね、ちょうど今、その端境期にもありますし、何よりも固有名詞というのは、人間個人を識別する、区別、個別化するためのですね、独特の存在でありますので、そこはやっぱり時代とともにですね、国民の理解を得られるような、そんなふうに制度改正がなったらいいなというふうに思います。

私も入学式の名簿とか、卒業式も読みますが、楠原議員と一緒にですね。もし国語の試験

なら私はもう30点しかとりきらんぐらいの状況でございますけどもね。しかし今後は、そういう論議を経て、どんどんどんどんですね、好ましい方向に収れん化されていくものと思っております。以上であります。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） どうもありがとうございました。これで私の質問を終わります。

○議長（宮内道則君） 楠原君の質問が終わりました。

一旦休憩いたします。

再開は11時10分から行いますので、よろしくお願いいたします。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----
休憩 午前10時55分
再開 午前11時10分
----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

○議長（宮内道則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を再開します。次に、百田君。

○1番（百田翔吾君） おはようございます。

本日の一般質問、2番手となります。百田翔吾でございます。

来月、4月で芦北町議会議員となり4年目に突入するところです。

今回の一般質問も試行錯誤、猛勉強しながら準備を進め、議長及び町執行部に事前通告のもと、質問を行います。

まずはじめに、町長選挙後、初の定例会ということで、月日は経ちましたが、改めまして竹崎町長の再選を、お祝いを申し上げるとともに、これまで以上に芦北町長として、熊本県町村会長として、パワフルにタフにご活躍いただきますようご祈念申し上げます。

さて、本日は、本町の未来を見据えた新たな産業創出の可能性について探るものと、町民の生活に直結する重要な課題について質問をさせていただきます。

本町は自然環境が豊かで、地域資源を活用した振興が期待される一方で、急速な少子高齢化や、過疎化などの不安・課題も抱えています。これらの期待と不安に対して、町の行政としてどのように対応しているのか、また、今後の施策について問うことが必要だと感じております。その中で、本日は2つの主題について質問いたします。

まず主題1、新たな作物の導入による農業振興についてでございます。

本町は豊かな自然環境と美しい海岸線を有し、多くの農産物が栽培されています。その中でも、果樹、畜産、稲作を営まれている農家が主であり、特に本町が誇る甘夏やデコポン等の果樹は、町の特産品として非常に大きな価値を持ち、地域経済や観光の振興に寄与してきました。しかし、農家の高齢化や後継者不足、それに伴い生産面積、生産量が減少しており、産地維持が懸念されております。また、耕作放棄地も増えており、イノシシやシカの被害も増加しております。

このような中、果樹の産地維持に取り組むとともに、新たな作物の導入を図り、攻めと守りの本町における農業振興を図っていくべきだと考えます。令和7年度予算大綱や、第三次芦北町総合計画にもある、本町においてすでに実証栽培として取り組んでおるオリーブの産地化に興味・関心高く見ております。オリーブは地中海沿岸地域で育成される果樹として知られており、その栽培には特有の気候条件が必要とされておりますが、芦北町はその立地条件が比較的適していると推察されます。私、個人的な話にはなりますが、御立岬公園での実証栽培が始まる前から自宅でオリーブを鉢植えで育てており、オリーブの可能性を感じておりました。オリーブ栽培は、新たな本町の農産物としての可能性が広がっている取組だと感じております。

そこで、主題1の①果樹の現状及び今後の方向性はどのように考えているのか。主題1の②現在取り組んでいるオリーブ実証栽培について、背景・目的及び現状はどうなっているのか。主題1の③これまでの取組を踏まえ、今後オリーブの振興をどのように考えているのか、質問いたします。

次に、主題2の生活用水確保の実態についてでございます。

水道は、私達の生活にとって欠かせないインフラであり、日々の生活を支える基盤として、その重要性は言うまでもありません。特に芦北町のような豊かな自然環境に恵まれた地域では、安全で安定した水道水の供給が、地域住民の健康や生活の質を守るために不可欠なものとなっております。

芦北町の水道事業は、町民の生活を支える重要な役割を担っており、その運営や維持管理においては、多くの努力と資源が投入されております。しかし近年、全国的に水道事業における様々な課題が浮き彫りになっております。老朽化した施設の更新や水源の確保、または適正な料金体系の維持など、多くの課題に対して迅速かつ効果的な対応が求められています。さらに、将来的には人口減少や高齢化社会の進展に伴い、水道事業の維持に関する新たな課題も予想されます。これらの課題にどう対応していくかが、今後の町の水道事業の持続可能性に直結する重要な要素となることだと思います。

また、近年、テレビ、新聞等で頻繁に報道されています、有機フッ素化合物P F A Sについては、昨年8月に町が活用する地下水源11か所を検査し、本町は特に問題なかったと報告を聞きまして、安心していただいております。今後とも、町民の重要なライフラインである飲料水の安全確保のために、定期的な検査をお願いしたいと考えております。

ところで、今回は、町が管理しております給水区域と区域外の生活用水確保の実態と、住民による水道維持管理の負担軽減について質問したいと思います。

今の社会情勢を見ますと、全国的に人口が減少しており、特に山間部集落では急激な人口減少や世帯数減少が見られます。それに伴い、人々の暮らしに必要な不可欠な生活用水の施設管理におきましては、組合数の減少により、年々個人における負担が増すばかりであります。そのために、少しでも住民負担を軽減することが重要です。これらを目的とする芦北町飲料

水供給施設事業補助金制度は、今後も重要な補助金制度であり、更なる支援の充実が必要であると考えます。

そこで、主題２の①本町における水道水供給体制はどのようなになっているのか。主題２の②飲料水供給施設組合とはどのような組織なのか。主題２の③飲料水供給施設組合を支援するために飲料水供給施設事業補助金制度があるが、補助金制度の概要と目的はどのようなになっているのか。また、これまでの社会情勢等の変化に伴う補助率の見直し等の制度の改定は行っているのか。主題２の④飲料水供給施設組合数の推移は、２０年前と比較してどのようなになっているのか。主題２の⑤飲料水供給施設組合設立当初は、補助要件である５世帯以上を満たしていたが、設備の老朽化による改修が必要となった場合に、この要件を満たしていないときは、補助を受けられないのか、また、補助を受けられないのであれば、受益者負担を軽減するため、世帯数等の補助要件を見直す考えはないのか、質問いたします。

以上、主題１と２、町長及び担当課長に対しましての１回目の質問を終わります。

○議長（宮内道則君） 百田君の１回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 百田議員のご質問に関しましても、個別具体的な内容となりますので、担当課長より答弁させます。

○議長（宮内道則君） 梶農林水産課長。

○農林水産課長（梶 浩之君） 百田議員の質問の主題１の①について、お答えいたします。

現在、デコポン・甘夏等の町内果樹生産者は２５１名、令和５年産生産量につきましては、６，００４トンで、全国的な課題でもあります。高齢化や後継者不足などから生産者、生産量とも減少傾向にあります。

このような中であっても、本町のデコポン・甘夏については、高品質で市場より高い評価を受けております。

先人が築いてこられた産地としての品質や生産量を守っていくため、担い手対策をはじめスマート農業による省力化やハウス整備・基盤整備などに取り組んでおり、今後も関係機関と連携しながら産地の維持・発展を図っていきたいと考えております。

次に、②についてお答えいたします。

本町の農業は、農家の高齢化と後継者不足による栽培面積・生産量の減少や耕作放棄地の増加が課題となっております。これを打開するための一つの手段として、有限会社御立岬と町が連携し、柑橘類を補完する新しい作物として期待でき、さらには６次産業化により観光振興にも繋がる作物としてオリーブ栽培の実証を行っております。

オリーブは、デコポン等の果樹と比較して栽培に手間がかからず、高齢者でも育てやすいため、耕作放棄地を再利用して栽培していくことに適することや有害鳥獣の被害が少ないなどの特徴があります。

また、ドレッシングや漬物、化粧品、お茶など様々な加工品に使うことができ、甘夏、デコポン、海産物や塩など芦北町の特産品とコラボした商品を作ることができます。さらには、

そのイメージも相まって観光面への波及効果が期待できます。

現在の状況としましては、令和4年4月より実証を開始し、公園内5か所、約1.6haで14品種、546本を栽培しています。オリーブの成長記録を作成し、このデータをもとに芦北の土地に合った推奨品種の検討や独自の栽培暦作成、挿し木の実証などを行っております。昨年10月には73kgの実を収穫し、県内搾油所でオイルを搾油しました。その他、お茶や漬物などの商品化にも着手しております。

次に、③のご質問にお答えします。

実証栽培の見極めを、植栽したオリーブが成木になる令和8年度と見込んでおりますけれども、現状での可能性を踏まえ、有限会社御立岬との連携をさらに深めてまいりたいと考えております。

今後は、栽培推奨品種を決定し、関係機関・団体との連携による普及を進めてまいります。また、商品化の更なる展開や観光との連携、企業誘致など経済への波及効果を含め推進してまいりたいと考えております。

○議長（宮内道則君） 平田上下水道課長。

○上下水道課長（平田秀臣君） 質問の主題2の①について、お答えします。

本町の水道水供給体制につきましては、町が運営する水道事業区域、簡易水道組合が運営する区域、飲料水供給施設組合が運営する区域があります。

次に、②についてお答えします。

本町の飲料水供給施設組合の定義につきましては、給水を受ける者が5世帯以上又は20人以上で構成され、飲料水など生活用水を供給する組織となっています。

次に、③についてお答えします。

飲料水供給施設事業補助金制度は、旧芦北町において、昭和51年度に開始し現在に至っています。生活用水の安定供給、地域住民の生活の向上及び負担軽減を目的として、飲料水供給施設の新設、改修又は災害などにより施設が被災し、改修する住民に対して補助金を交付するものです。現在の補助率につきましては、新設、改修に係る経費を補助対象としまして、対象経費の3分の2以内となっています。なお、災害などにより被災した施設の改修につきましては、10分の8以内となっています。

補助率の改定につきましては、平成27年度まで対象経費の2分の1以内としていましたが、受益世帯数の減少や建設資材高騰に伴う工事費の増加が見られたことから、受益者の軽減負担を図るため平成28年度より補助率を3分の2以内に見直しを行っています。

次に、④についてお答えします。

組合数につきましては、20年前の平成17年度には97組合でしたが、現在のところ85組合となっています。

次に、⑤についてお答えします。

飲料水供給施設事業補助金交付要綱により、給水を受けるものが新設同様、改修につきま

しても5世帯以上と規定してありますので、現時点では補助の対象となりません。

今後、人口や世帯数の減少がさらに進むことが予想されますので、飲料水等の安定供給のため補助要件の見直しについて検討してまいります。

○議長（宮内道則君） 百田君。

○1番（百田翔吾君） それでは、主題1、新たな作物の導入による農業振興について、再質問いたします。

オリーブによる農業振興は、日本各地で近年注目されている取組だと思いますが、失敗事例も少なくなく、また、地域の気候条件、栽培技術、経済的な問題など多岐にわたる課題があると、日本各地の過去事例から推察されますが、これまでにオリーブの生産地の視察や現地研修に行かれているのか、質問いたします。

○議長（宮内道則君） 梶農林水産課長。

○農林水産課長（梶 浩之君） お答えいたします。

視察についてのご質問でございますけれども、まず、オリーブの一大産地であります香川県の小豆島を始めまして、県外では兵庫県の淡路市、三重県桑名市、大分県国東市、鹿児島県日置市、それから県内では荒尾市や天草市を視察をしております。

先行事例の良い点悪い点を参考にできることが後発の強みでありますので、視察結果を十分踏まえて取組を進めているところでございます。今後も研究を重ねていきたいと考えております。

○議長（宮内道則君） 百田君。

○1番（百田翔吾君） 答弁ありがとうございました。

デコポン・甘夏等の果樹振興については、品質や生産量を守りながら引き続き産地の維持、発展に尽力いただきますよう要望いたします。

オリーブ事業については、新しい町の取組であり、災害からの創造的復興に繋がる可能性のある事業ではないかと考えます。視察等をもとに、生産現場などの農業振興に留まらず、6次産業化による観光振興等を含めた研究を重ね、事業の確立に向けて頑張っていただきたいと思います。

次に、主題2の生活用水確保の実態について、再質問いたします。

主題2の①の質問に対する答弁で、町が運営する水道事業区域、簡易水道組合が運営する区域、飲料水供給施設組合が運営する区域の3つの区域があるということでしたが、それぞれの区域における世帯数はどのようになっていますか。

○議長（宮内道則君） 平田上下水道課長。

○上下水道課長（平田秀臣君） お答えします。

世帯数ですが、町が運営します水道事業の区域が4,759世帯でございます。また、簡易水道組合が36世帯、飲料水供給施設組合が992世帯と確認しております。

○議長（宮内道則君） 百田君。

○1 番（百田翔吾君） 答弁ありがとうございました。

今後、補助要件の見直しについて検討するとの前向きな答弁が、最初の課長答弁でございました。できるだけ早く地元調査を行いまして、現状に応じた世帯数等の要件の見直しをお願いしたいと重ねて要望します。給水区域外の町民の皆様が、公平性を保つことが重要なポイントだと思います。芦北町飲料水供給施設事業補助金交付要綱の制度を、町民の皆様がいろいろな立場において公平に活用できるように改正していただき、安全で安定した生活用水供給ができるよう、飲料水供給施設の更新等も支援をお願いしたいと思います。

最後に、議員生活 50 年を超え、2 月末で議員辞職されました岡部恵美子元議員と、3 月末をもって退職されます町職員の皆様に対しまして、これまでの町政発展へのご尽力とご苦労に敬意と感謝を申し上げ、私の一般質問を終わります。

○議長（宮内道則君） 百田君の質問が終わりました。

これで一般質問を終わります。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

○議長（宮内道則君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

散会 午前 11 時 33 分

芦北町議会定例会会議録

令和7年3月14日（金）

令和7年度第2回芦北町議会定例会議事日程（第3号）

令和7年3月14日
午前10時 開会
於 議 場

1 議事日程

（一括議題＝日程第1から日程第10まで）

- 第1 議案第4号 令和7年度芦北町一般会計予算
- 第2 議案第5号 令和7年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算
- 第3 議案第6号 令和7年度芦北町介護保険事業特別会計予算
- 第4 議案第7号 令和7年度芦北町有温泉事業特別会計予算
- 第5 議案第8号 令和7年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算
- 第6 議案第9号 令和7年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第7 議案第10号 令和7年度芦北町水道事業会計予算
- 第8 議案第11号 令和7年度芦北町下水道事業会計予算
- 第9 議案第12号 芦北町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について
- 第10 議案第13号 芦北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

第11 議員派遣の件

（一括議題＝日程第12から日程第15まで）

- 第12 総務厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出
 - 第13 建設経済文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出
 - 第14 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出
 - 第15 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出
- （閉 会）

2 出席議員（13人）

1 番	百 田 翔 吾 君	2 番	楠 原 清 照 君
3 番	長 口 隆 君	4 番	林 田 燿 宏 君
5 番	坂 本 登 君	6 番	寺 本 順 一 君
7 番	白 坂 康 浩 君	8 番	草 野 安 道 君
9 番	宮 尾 秀 行 君	10 番	川 尻 成 美 君
11 番	寺 本 修 一 君	13 番	元 山 秀 志 君
14 番	宮 内 道 則 君		

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職氏名（16人）

町長	竹崎一成君	副町長	藤崎正司君
教育長	岩田繁義君	総務課長	松本俊造君
企画財政課長	白坂達也君	税務課長	佐竹貴幸君
住民生活課長	田中公広君	福祉課長	池田康浩君
健康増進課長	田代忍君	農林水産課長	梶浩之君
商工観光課長	釜辰信君	建設課長	鎌倉博之君
上下水道課長	平田秀臣君	教育課長	宮島昭典君
スポーツ・文化振興課長	岡田謙治君	会計管理者兼会計室長	溝俣圭一君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長	窪田和彦君	次長（主幹）	鎌田富士夫君
--------	-------	--------	--------

議 員 派 遣 の 件

次のとおり議員を派遣する。

1 町村議会議長・副議長研修会（全国町村議会議長会）

期 日 令和7年5月27日（火）

場 所 東京国際フォーラム（東京）

目 的 町村議会の果たすべき役割の重要性や課題について研修し、議会の
一層の活性化に資するため

派遣議員 元山副議長

2 町村議会議長・副議長による県関係国会議員への要望活動（熊本県町村議会議長会）

期 日 令和7年5月28日（水）

場 所 ホテルグランドアーク半蔵門（東京）

目 的 定期総会決議事項等要望

派遣議員 元山副議長

令和7年3月14日

芦北町議会議長 宮 内 道 則

開会 午前10時00分

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

○議長（宮内道則君） おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配布しております議事日程のとおりであります。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

- 第 1 議案第 4 号 令和7年度芦北町一般会計予算
- 第 2 議案第 5 号 令和7年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 3 議案第 6 号 令和7年度芦北町介護保険事業特別会計予算
- 第 4 議案第 7 号 令和7年度芦北町有温泉事業特別会計予算
- 第 5 議案第 8 号 令和7年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算
- 第 6 議案第 9 号 令和7年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 7 議案第10号 令和7年度芦北町水道事業会計予算
- 第 8 議案第11号 令和7年度芦北町下水道事業会計予算
- 第 9 議案第12号 芦北町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について
- 第10 議案第13号 芦北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（宮内道則君） 日程第1、議案第4号「令和7年度芦北町一般会計予算」から日程第10、議案第13号「芦北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」までを一括議題とします

それでは、定例会初日に各常任委員会に付託をしておりましたので、委員長に報告を求めます。質疑は、お2人の委員長報告が終了した後、一括して行います。

まずはじめに、林田総務厚生常任委員長。

○4番（林田耀宏君） おはようございます。

総務厚生常任委員長報告を申し上げます。

本定例会初日に当委員会に付託されました、令和7年度予算関係4議案及び新規条例制定2議案について、3月4日及び5日に審査を行いましたので、その経過及び結果を報告申し上げます。

まず、令和7年度の一般会計予算総額は、前年度に対し2億3,000万円減の123億円となっています。

特別会計は5会計の合計で、前年度に対し1億8,400万円減の58億4,500万円が計上され、一般会計、特別会計に水道事業会計と下水道事業会計を合わせた予算総額は189億2,600万円となり、第三次芦北町総合計画に掲載された施策を実施するための予算編成が行われています。

なお、審査過程における各種事業については、主なものを申し上げます。

はじめに、議案第4号、令和7年度芦北町一般会計予算について申し上げます。

総務課では、前年度に対し1億5,579万8,000円減の21億8,728万6,000円が計上されています。減額の主な要因は、常備消防費の水俣芦北広域行政事務組合に対する負担金の減によるものです。

新たに、球磨川流域の嵩上げに伴う防火水槽設置工事や防災マップ作製、防災拠点センター実施設計などが行われます。

その他、令和7年7月28日任期満了を迎える参議院議員選挙及び令和8年3月31日任期満了の町議会議員選挙に係る経費などが計上されています。

主な質疑を申し上げます。防災拠点センターの概要についての質疑があり、物資の集積拠点、受援スペース、警戒監視機能を持ったオペレーションルームの主に3つの機能を持った施設として、2階建て、面積約1,600㎡を計画しているとの答弁がありました。

また、消防団員の入団者数と退団者数についての質疑があり、令和6年4月1日時点で、入団者19人、退団者31人、前年度比12人の減となっており、報酬の改定など団員の処遇改善に取り組み、減少幅の鈍化を図っているとの答弁がありました。

次に、企画財政課では、前年度に対し5,608万3,000円増の17億2,366万4,000円が計上されています。

ふるさと応援寄附金事業においては、町内の産業振興と財源確保に向け、町内事業所と連携し魅力ある制度となるよう更なる進化に努めるとともに、企業版ふるさと納税にも力を入れ、地方創生事業の財源確保ができるよう努めるとの説明がありました。

また、令和2年7月豪雨災害に伴う空き地等の利活用促進及び移住定住対策、地域経済の活性化を図るため、集合住宅を建設する事業者、個人に対し補助を行う集合住宅建設支援補助事業に取り組まれます。

主な質疑を申し上げます。地域おこし協力隊定住支援補助金の内容についての質疑があり、3年間の任期満了後、町内で起業または就職した隊員に対し、賃貸住宅費の2分の1、上限2万円を補助するものと、町内での就職支援を目的に、町内企業に就職した場合、就職先に対し月2万円を補助するものの2種類があるとの答弁がありました。

また、今後の本町の財政見通しについての質疑に対し、基金繰入や町債も財源として活用しながらではあるが、健全財政が保たれる見込みであるとの答弁がありました。

次に、税務課では、歳入予算として、前年度に対し1億1,320万1,000円増の21億2,943万6,000円が計上されています。増額の主な要因は、令和6年度に定額減税が実施されたことによる個人住民税の増、及び半導体関連事業所における大規模な償却資産の導入により固定資産税の増収が見込まれることなどによるものです。

また、歳出につきましては、前年度に対し455万6,000円減の1億3,061万1,000円が計上されています。

町税については、令和2年7月豪雨災害や新型コロナウイルスの影響はほぼなくなってきた

たが、依然として税収の確保については厳しい面もあり、自主財源の確保のために、引き続き公平・公正で適切な課税徴収業務の執行、税制改正の確実な対応を行っていくとの説明がありました。

主な質疑を申し上げます。償却資産の今後の傾向についての質疑があり、半導体関連企業でT SMC効果と考えられる設備投資があっており、償却資産は増加していることから、今後の税収も期待できるとの答弁がありました。

次に、会計室では、前年度に対し1 0 6 万 9, 0 0 0 円増の1, 0 9 1 万 3, 0 0 0 円が計上されています。増額の主な要因は、公金振込手数料の増によるものです。

主な質疑を申し上げます。公金振込手数料についての質疑があり、令和6年度においては、1 0 月から公金振込に対し手数料が適用されたことに伴い、半年分の振込手数料を計上していたが、令和7年度は1 年分を計上しているとの答弁がありました。

次に、議会事務局では前年度に対し1 9 3 万 2, 0 0 0 円減の1 億 8 2 1 万 6, 0 0 0 円が計上されています。減額の主な要因は、退職手当組合負担金の減によるものです。

主な質疑を申し上げます。議会運営支援事業の特別旅費の内容についての質疑があり、議会の視察研修、隔年度で実施している広報委員会の研修、議長・副議長研修や国への要望活動等に係る経費であるとの答弁がありました。

次に福祉課では、前年度に対し1 億 4, 7 7 9 万 1, 0 0 0 円増の2 5 億 9, 6 8 4 万 4, 0 0 0 円が計上されています。増額の主な要因は、障害者生活支援事業の報酬改定及び児童手当支給事業の制度改正によるものです。

高齢者福祉では、合併2 0 周年記念事業として熊日金婚夫婦表彰に加え、ダイヤモンド婚・プラチナ婚夫婦表彰を計画されています。

児童福祉では、保育料の完全無償化及び副食費の助成について引き続き実施されるとともに、子ども医療費の現物給付の適用範囲を拡大するなど各種サービスの充実に努められます。

主な質疑について申し上げます。児童手当の制度改正の内容についての質疑があり、令和6 年1 0 月から制度改正が行われ、主な改正内容は、支給対象の1 8 歳までの延長、所得制限の撤廃、第3 子以降の支給額の増額となっているとの答弁がありました。

次に、健康増進課では、前年度に対し3, 0 4 1 万 1, 0 0 0 円増の2 億 5, 0 9 9 万 8, 0 0 0 円が計上されています。増額の主な要因は、新型コロナワクチン接種委託料の増などによるものです。

第4 期芦北町健康づくり推進計画に基づき、安心して子どもを産み育てる環境の充実、生活習慣病やがんの早期発見・早期治療、感染症の予防等に取り組むとともに、既存事業の更なる充実を図るとの説明がありました。

主な質疑について申し上げます。令和6 年度から導入したワンコイン検診の効果についての質疑があり、ここ数年下がり続けてきた受診者数の減少を抑えられ、さらに、がん検診においては受診率の向上が見られたとの答弁がありました。

次に、住民生活課では、前年度に対し１億４，００８万７，０００円増の１５億５，６７８万５，０００円が計上されています。増額の主な要因は、戸籍振り仮名通知書作成業務委託料、庁舎内キオスク端末購入費及び水俣芦北広域行政事務組合への火葬場運営費負担金の増などによるものです。

主な質疑を申し上げます。総務手数料が２５．８％の減となっている理由についての質疑があり、令和６年３月から戸籍の広域交付が開始され、これまで本籍地がある市町村のみで取得できたものが、最寄りの市町村で取得可能となったことに伴い、郵便請求の実績が減少したことによるものであるとの説明がありました。

以上、質疑終了は討論もなく、議案第４号、令和７年度芦北町一般会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第５号、令和７年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

前年度に対し２億３，６００万円減の２７億８，５００万円が計上されています。減額の主な要因は、被保険者数の減少による療養給付費の減などによるものです。

国民健康保険事業では、１８歳以下の子どもに係る均等割額を引き続き全額減免し、子育て世帯の支援を図るとともに、令和７年度新たに人間ドック検診補助に加え、脳ドックの費用を助成することで脳血管疾患の早期発見・早期治療に繋げていくとの説明がありました。

主な質疑を申し上げます。国民健康保険税の軽減割合の状況についての質疑があり、保険税算定時の状況で、被保険者３，７８９人に対し、７割軽減１，４５４人、５割軽減８０９人、２割軽減５０１人であるとの答弁がありました。

質疑終了後は討論もなく、議案第５号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第６号、令和７年度芦北町介護保険事業特別会計予算について申し上げます。

前年度に対し２００万円減の２４億５，３００万円が計上されています。

介護保険事業では、芦北町老人保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護予防・日常生活支援総合事業、在宅医療・介護連携推進事業及び認知症総合支援対策に取り組むとの説明がありました。

主な質疑について申し上げます。令和７年度の介護予防の計画概要についての質疑があり、社会福祉協議会に委託している転倒骨折予防事業において、健康チェック、運動機能向上、認知機能向上、口腔ケア等を実施し、また、いきいき活動表彰事業において、介護予防や地域活動の取組を支援するとの答弁がありました。

質疑終了後は討論もなく、議案第６号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第９号、令和７年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算について申し上げます。

前年度に対し1,600万円増の3億9,600万円が計上されています。増額の主な要因は、保険料の増加に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の増によるものです。

主な質疑を申し上げます。はり・きゅう・あん摩施術費補助金について、利用者の傾向についての質疑があり、利用者は減少しているため、令和7年度から補助金を1回500円から1,000円に増額し、配布する枚数を減らして利用者の増加や負担軽減を図るとの答弁がありました。

質疑終了後は討論もなく、議案第9号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号、芦北町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について申し上げます。

企業版ふるさと納税制度では、原則、寄付をいただいた当該年度の事業に寄附金を充てることになっていますが、本基金を設置することで、翌年度以降の事業にも寄附金を充てることが可能となり、寄附金を柔軟かつ最大限に活用することができるとの説明がありました。

主な質疑を申し上げます。本条例の制定により想定している事業内容についての質疑があり、具体的な事業は今のところ決まっていないが、現在取り組んでいるオリーブ関連事業などが想定されとの答弁がありました。

以上、討論もなく、議案第12号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号、芦北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について申し上げます。

本案は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の公布に伴い条例を制定するもので、就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用できる「乳児等通園支援事業」、通称「こども誰でも通園制度」の実施に伴い、国が定める基準に基づき、各市町村において条例で定めることから、新たに制定するものであるとの説明がありました。

主な質疑を申し上げます。本条例の内容についての質疑があり、「こども誰でも通園制度」を実施するにあたり、施設における人員配置や設備運営基準等について定めるものであるとの答弁がありました。

以上、討論もなく、議案第13号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で、総務厚生常任委員長報告を終わります。

○議長（宮内道則君） 次に、草野建設経済文教常任委員長。

○8番（草野安道君） おはようございます。

建設経済文教常任委員長報告を申し上げます。

本定例会初日に当委員会に付託されました、令和7年度予算関係5議案について、現地調査を含め3月4日と5日に審査を行いましたので、その経過及び結果を報告いたします。

なお、審査過程における各種事業については、主なものを申し上げます。

はじめに、議案第4号、令和7年度芦北町一般会計予算について申し上げます。

まず、建設課では、前年度に対し5億1,910万円減の10億8,899万1,000円が計上されております。減額の主な要因は、地域優良賃貸住宅建設工事の完了及び災害復旧工事等の進捗によるものです。

令和2年7月豪雨で被災した道路・河川の復旧完了が間近となり、今後は、町道の計画的な改良・維持補修や橋りょうの長寿命化修繕計画に基づく老朽化対策等の実施により交通基盤の安全確保に努められます。

自然災害対策では、平生地区に新たに排水施設を整備するとともに、各排水機場の定期的な保守点検や計画的な補修を実施し、より一層安全で安心な生活環境の整備に取り組まれます。

公営住宅の管理では、佐敷駅前団地のエレベーター設置に向けた基本設計を実施、また安全で快適な住環境向上のため、公営住宅の長寿命化計画に基づき計画的かつ効率的な補修・更新等が行われます。

主な質疑として、佐敷駅前団地の入居戸数は何戸か、またエレベーターを設置することで住宅使用料は上がるのかとの質疑に対し、現在の入居戸数は24戸、エレベーターを設置しても住宅使用料が上がることはないとの答弁がありました。

次に、農林水産課では、前年度に対し6,952万6,000円増の7億2,186万4,000円が計上されております。増額の主な要因は、単県治山工事及び農業用施設災害復旧工事等の増によるものです。

農業振興では、耕作支援の実施により引き続き人材の確保・育成に努められます。果樹振興では、園内道整備や優良品種の苗木導入などへの支援を継続し、またオリーブの実証栽培や加工・販売を含めた6次産業化に取り組まれます。

林業振興では、間伐や搬出作業の支援及び皆伐後の植栽や防護柵設置への支援が継続され、また自伐型林業の取組が進められます。

有害鳥獣被害対策では、引き続き被害防除、捕獲、環境整備などの対策に取り組まれます。

漁業振興では、ヒラメ・クマエビなどの漁獲量増加を図る稚魚放流事業や、クマモトオイスター・芦北産マガキの養殖支援、アサリ貝の被覆網による資源保護への支援など、育てる漁業の推進が図られます。

主な質疑として、防護柵の設置状況はとの質疑に対し、令和6年度に国の補助事業で防護柵を4箇所設置している。柵の種類は大岩地区と田浦地区がワイヤーメッシュ、宮浦地区は金網柵、八幡地区が電気柵であるとの答弁がありました。

次に、商工観光課では、前年度に対し6,919万4,000円増の6億7,445万7,000円が計上されています。増額の主な要因は、公園施設長寿命化計画策定業務委託料や御立岬温泉センターの第2キュービクル及び高圧ケーブル改修工事等によるものです。

商工業振興では、商工会が主体となって開催する合併20周年記念イベント等の賑わい創出を支援するほか、引き続きプレミアム付き商品券の発行等により地域経済の活性化が図られます。また、起業や創業を行う事業者の新規開業資金に対して利子補給を実施し、創業支援を強化します。

観光イベント開発事業については、合併20周年記念大会として、ビーチバレー in くまもと大会や御立岬ビーチサッカーフェスティバル大会が開催され交流人口の増加が図られます。

主な質疑として、新たな総合計画にある起業・創業・スタートアップ支援の具体的施策はとの質疑に対し、現在、商工会と連携して創業相談を行っており、新規事業の起業創業資金利子補給補助金と、持続化事業補助金を併せて活用をしてもらうことで、創業者の増加を図りたいとの答弁がありました。

次に、教育課では、前年度に対し4,465万6,000円減の6億51万1,000円が計上されています。減額の主な要因は、田浦中学校屋上防水工事の事業完了によるものです。

学校教育については、ICT機器を活用した効果的・効率的な事業を推進し、また不登校対策や特別支援教育の充実を図り、誰一人取り残さない学びの保障に引き続き取り組まれます。

学習環境については、学校施設の適切な維持管理が計画的に行われます。

学校給食については、衛生的な給食センターの運営及び適正な施設の維持管理によって、安全・安心な給食を提供するとともに学校給食費の完全無償化に引き続き取り組まれます。

主な質疑として、給食費無償化が適用される児童生徒数の状況及び制度の運用に対する保護者からのクレーム等はないかとの質疑に対し、無償化の対象は小学生552名、中学生356名であり、給食費無償化に対し、保護者からとてもありがたいとの声が届いており、運用における苦情等についての問い合わせはないとの答弁がありました。

次に、スポーツ・文化振興課では、前年度に対し2,531万4,000円減の4億5,169万5,000円が計上されています。減額の主な要因は、湯浦運動公園照明のLED化工事完了によるものです。

競技力向上と生涯スポーツの振興を図るため、社会体育クラブや全国大会等への出場者に対する支援が行われ、また、演能会や文化祭などを開催し文化・芸術に触れる機会を提供することで、文化意識の高揚や文化活動の振興が図られます。文化財の保存・調査では、佐敷東の城跡の発掘調査等本格的な調査に取り組まれます。

総合コミュニティセンターでは、世代間・地域間の交流と学びの場として、施設全体の魅力向上と安全・安心で快適な利用環境の提供に努められます。

主な質疑として、佐敷東の城跡で発掘調査を予定している場所及び発掘調査の規模はとの質疑に対し、本丸に当たる山頂の平坦部と館があったと推測される柵地区の空き地を予定している。溝状に発掘を行い、調査期間は1か月程度を予定しているとの答弁がありました。

次に、上下水道課では、前年度に対し4,429万2,000円増の1億7,908万7,000円が計上されています。増額の主な要因は、下水道事業会計への繰出金の増によるものです。

合併浄化槽35基分の浄化槽設置整備事業補助金及び3組合への飲料水供給施設事業補助金等が計上されています。

主な質疑として、飲料水供給施設事業の内容についての質疑があり、上木場開拓組合は水中ポンプの更新、大川内南組合は配水管の更新、日添中小場組合は水中ポンプと管路の更新であるとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第4号、令和7年度芦北町一般会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号、令和7年度芦北町有温泉事業特別会計予算について申し上げます。

歳入歳出予算額は、前年度比4,000万円増の1億8,900万円となっています。増額の主な要因は、大野温泉センターの男女浴槽改修工事等によるものです。

各施設の快適な利用環境を確保するための予算が計上されています。

主な質疑として、温泉観光センターの屋根改修工事はどのような施工方法かとの質疑があり、今までも部分補修を行ってきたが、改善がみられないため、屋根全面を覆うような施工を予定しているとの答弁がありました。

質疑終了後は討論もなく、議案第7号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号、令和7年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算について申し上げます。

歳入歳出総額は、前年度に対し200万円減の2,200万円となっています。

主な質疑として、町に在住することを要件とした返済不要の奨学金制度などを検討していく考えはないかとの質疑に対し、各課とも検討を行いつつ国等の動向を注視し、様々な課題に対応していきたいとの答弁がありました。

質疑終了後は討論もなく、議案第8号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号、令和7年度芦北町水道事業会計予算について申し上げます。

予算総額は、前年度に対し100万円増の3億4,900万円となっています。安全・安心な水道水の安定した供給を行うため、引き続き老朽化した水道管や施設の計画的な更新が図られます。

主な質疑として、水道事業の有収率はどうなっているのかとの質疑に対し、令和5年度が74.2%であったが、令和6年度から職員による漏水調査を強化し、約80%まで向上しているとの答弁がありました。

質疑終了後は討論もなく、議案第10号については、全会一致で原案のとおり可決すべき

ものと決しました。

次に、議案第11号、令和7年度芦北町下水道事業会計予算について申し上げます。

予算総額は、前年度に対し4,400万円増の4億3,200万円となっています。増額の主な要因は、新たに実施する農業集落排水処理施設不明水調査業務委託料等によるものです。

令和7年度から芦北地区及び米田地区農業集落排水処理施設の更新工事を実施、またその外の施設も適正な維持管理を行い、安定経営に努められます。

主な質疑として、農業集落排水処理施設不明水調査業務の内容について質疑があり、管路やマンホールの老朽化により、下水管等の継手から地中にしみ込んだ雨水が流入し、処理場への流入量が増加し、不要な処理費用がかかっているため、不明水流入箇所を特定し、流入対策工事を行うための調査であるとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第11号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で、建設経済文教常任委員長報告を終わります。

○議長（宮内道則君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから議案第4号から議案第13号までを、順次討論を行い、採決します。

日程第1、議案第4号、令和7年度芦北町一般会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第5号、令和7年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決され

ました。

日程第3、議案第6号、令和7年度芦北町介護保険事業特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第7号、令和7年度芦北町有温泉事業特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第8号、令和7年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第9号、令和7年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第10号、令和7年度芦北町水道事業会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第11号、令和7年度芦北町下水道事業会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第12号、芦北町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は原案のとおり可決さ

れました。

日程第10、議案第13号、芦北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第11 議員派遣の件

○議長（宮内道則君） 日程第11「議員派遣の件について」を議題とします。

お諮りします。議員派遣については、地方自治法第100条及び会議規則第127条の規定により、お手元に配付のとおり派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付のとおり議員派遣することに決定しました。

議員派遣については、やむを得ず、目的先、期間及び派遣議員について変更が生じる場合には、議長に一任願いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議長に一任することに決定しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第12 総務厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第13 建設経済文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第14 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出

第15 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

○議長（宮内道則君） 日程第12から日程第15までの各委員会の閉会中の継続調査の申出を一括議題とします。

各委員長からお手元に配付の申出書のとおり提出されております。

お諮りします。各委員長から申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出書のとおり、閉

会中の継続調査とすることに決定しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

○議長（宮内道則君） これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第2回芦北町議会定例会を閉会いたします。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

閉会 午前10時44分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員

芦 北 町 議 会 会 議 録
令 和 7 年 第 2 回 定 例 会

令和 7 年 5 月発行

発行人 芦北町議会議長 宮内道則

芦 北 町 議 会 事 務 局

〒869-5498 葦北郡芦北町大字芦北 2015

電話 (0966) 82-2511